

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月28日

【事業年度】 第2期(自平成26年6月1日至平成27年5月31日)

【会社名】 E R Iホールディングス株式会社

【英訳名】 ERI HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 増田 明世

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂八丁目5番26号

【電話番号】 03-5770-1520

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理財務グループ長 加藤 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目5番26号

【電話番号】 03-5770-1520

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理財務グループ長 加藤 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	平成26年5月	平成27年5月
売上高 (千円)	12,509,475	11,949,056
経常利益 (千円)	651,065	331,464
当期純利益又は当期純損失() (千円)	41,242	18,391
包括利益 (千円)	42,672	19,086
純資産額 (千円)	2,199,996	2,072,301
総資産額 (千円)	4,382,305	4,296,128
1株当たり純資産額 (円)	285.09	265.32
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額() (円)	5.33	2.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)		
自己資本比率 (%)	50.1	48.1
自己資本利益率 (%)	1.7	0.9
株価収益率 (倍)	222.3	424.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	708,247	715,205
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	157,542	36,974
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	301,460	262,153
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,851,291	2,341,318
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,003 (86)	1,004 (85)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当社は、平成25年12月2日設立のため、それ以前に係る記載はしておりません。

4 第1期の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった日本E R I株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 1 期	第 2 期
決算年月	平成26年 5 月	平成27年 5 月
売上高 (千円)	1,016,000	575,100
経常利益 (千円)	826,056	80,445
当期純利益 (千円)	815,671	34,015
資本金 (千円)	992,784	992,784
発行済株式総数 (株)	7,832,400	7,832,400
純資産額 (千円)	2,995,366	2,883,333
総資産額 (千円)	3,207,430	3,070,185
1株当たり純資産額 (円)	389.05	370.06
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	17 ()	30 (17)
1株当たり当期純利益金額 (円)	106.05	4.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)		
自己資本比率 (%)	93.4	93.9
自己資本利益率 (%)	30.5	1.2
株価収益率 (倍)	11.2	229.3
配当性向 (%)	16.0	683.0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	2 ()	15 (6)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3 当社は、平成25年12月2日設立のため、それ以前に係る記載はしておりません。

2 【沿革】

年月	事業内容
平成25年12月	日本E R I株式会社が単独株式移転の方法により当社を設立し、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場（日本E R I株式会社株式は平成25年11月に上場廃止）。
平成26年6月	日本E R I株式会社の子会社2社（株式会社E R Iソリューション、株式会社東京建築検査機構）について、現物配当によりその株式を取得し、当社の直接の子会社となる。

（参考 日本E R I株式会社の株式移転までの沿革）

年月	事業内容
平成11年11月	住宅品確法(注1)に基づく住宅の性能評価・検査業務、建築基準法(注2)に基づく建築物の確認検査業務を目的として、東京都港区赤坂に日本イーアールアイ株式会社(現 日本E R I株式会社)を設立。
平成12年3月	建築基準法に基づく指定確認検査機関として、民間会社では初めて建設大臣(現 国土交通大臣)の指定を受け、確認検査業務を開始。
平成12年10月	住宅品確法に基づく指定住宅性能評価機関として建設大臣(現 国土交通大臣)の指定を受け、新築住宅に係る住宅性能評価業務(注3)を開始。 新築住宅の瑕疵保証業務(損害保険会社により全て付保)を行う日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社E R Iソリューション)を全額出資により設立。
平成14年3月	東京都港区区内で本社移転。
平成15年11月	日本イーアールアイ株式会社から現社名である日本E R I株式会社へ商号変更。
平成16年7月	株式会社クリックエンタープライズより、「すまいと事業」を譲受し、日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社E R Iソリューション)にて建築資金出来高支払管理業務を開始。
平成16年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成18年3月	住宅品確法の改正により住宅性能評価機関等は指定制から登録制に移行。登録住宅性能評価機関、登録試験機関、登録住宅型式性能等認定機関の登録を行う。
平成22年3月	建築士の定期講習や建築関連技術の情報提供を目的に、株式会社E R Iアカデミーを全額出資により設立。
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場。
平成22年5月	日本住宅ワランティ株式会社から現社名である株式会社E R Iソリューションへ商号変更。
平成22年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場。
平成24年5月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成24年7月	大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における株式を上場廃止。
平成25年5月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。 株式会社東京建築検査機構発行済株式の76.9%を取得。
平成25年10月	株式会社東京建築検査機構の減増資を実施。持株比率は94.6%に増加。

(注) 1 住宅品確法

住宅の品質確保の促進等に関する法律を指し、通常「住宅品確法」と称されており、住宅市場の条件整備と活性化を目的に、平成11年6月公布されました。

同法は以下3つの柱、新築住宅の契約に関する瑕疵保証制度の充実(10年間の修補責任等の義務化)、住宅性能表示制度の整備、住宅専門の紛争処理体制の整備、を主たる内容とし、平成12年4月から施行されていますが、の住宅性能表示制度については、平成12年7月に日本住宅性能表示基準・評価方法基準が制定され、同年10月に本格的にスタートしました。

2 建築基準法

同法は住民の生命・健康・財産を守るために、建築物についての最低の基準を規定した法律で、建築工事に着工する前に、その建築計画が「建築基準関係規定」に適合しているかどうか、「建築確認」を受けることを義務付ける制度を定めています。また「建築確認」を受けた建築物が完成した時には、建築主事の完了検査を受け、検査済証を受けてからでなければ、建築物を使用することができないことも定めています。

平成10年6月に法制定(昭和25年)以来の抜本的な改正が公布され、これまで特定行政庁の建築主事が専ら行ってきた建築確認・完了検査が平成11年5月以降は民間に開放され、一定の審査能力を備える公正中立な民間機関(指定確認検査機関)が確認検査をできるようになりました。

3 住宅性能評価

登録住宅性能評価機関は、国土交通大臣が定めた日本住宅性能表示基準・評価方法基準に従い、住宅の性能を構造の安定、火災時の安全、空気環境、音環境など10分野(平成27年5月現在)について評価、表示し、住宅性能評価書を交付します。住宅性能評価は任意の制度で、その利用は住宅供給者又は取得者の選択によります。

住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書、及び施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめた建設住宅性能評価書の2種類があります。

3 【事業の内容】

当社は平成25年12月2日に単独株式移転の方法により日本E R I株式会社の完全親会社として設立されました。当社グループは、純粋持株会社である当社及び連結子会社4社(日本E R I株式会社、株式会社E R Iソリューション、株式会社E R Iアカデミー及び株式会社東京建築検査機構)の計5社で構成され、建築物等に関する専門的第三者機関として、社名にある、Evaluation(評価) Rating(格付け) Inspection(検査)を主な事業として展開しております。当社グループの事業における各社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりで、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

なお、当社は有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

確認検査事業

建築基準法に基づく建築物の建築確認検査機関 1として、建築確認業務、中間検査業務、完了検査業務を行っております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社

住宅性能評価及び関連事業

住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「住宅品質法」という。)に基づく住宅性能評価機関 2として、設計住宅性能評価業務、建設住宅性能評価業務を行っております。また関連事業として、長期優良住宅の認定に係る技術的審査、省エネ住宅ポイント制度に係る証明業務を行っております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社

その他

住宅瑕疵担保責任保険に係る保険法人からの受託業務、建築物の構造計算適合性判定 3、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、建築基準法に基づく性能評価業務 4、建築物の型式適合認定 5、住宅型式性能認定 6、特別評価方法認定のための試験業務 7、住宅省エネラベルの審査 8、省エネ法に基づく建築物調査 8、耐震診断・耐震改修計画の判定、低炭素建築物の技術的審査業務、BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)に係る評価業務、エネルギーパス第三者認証業務、建築基準法適合状況調査などを行っております。

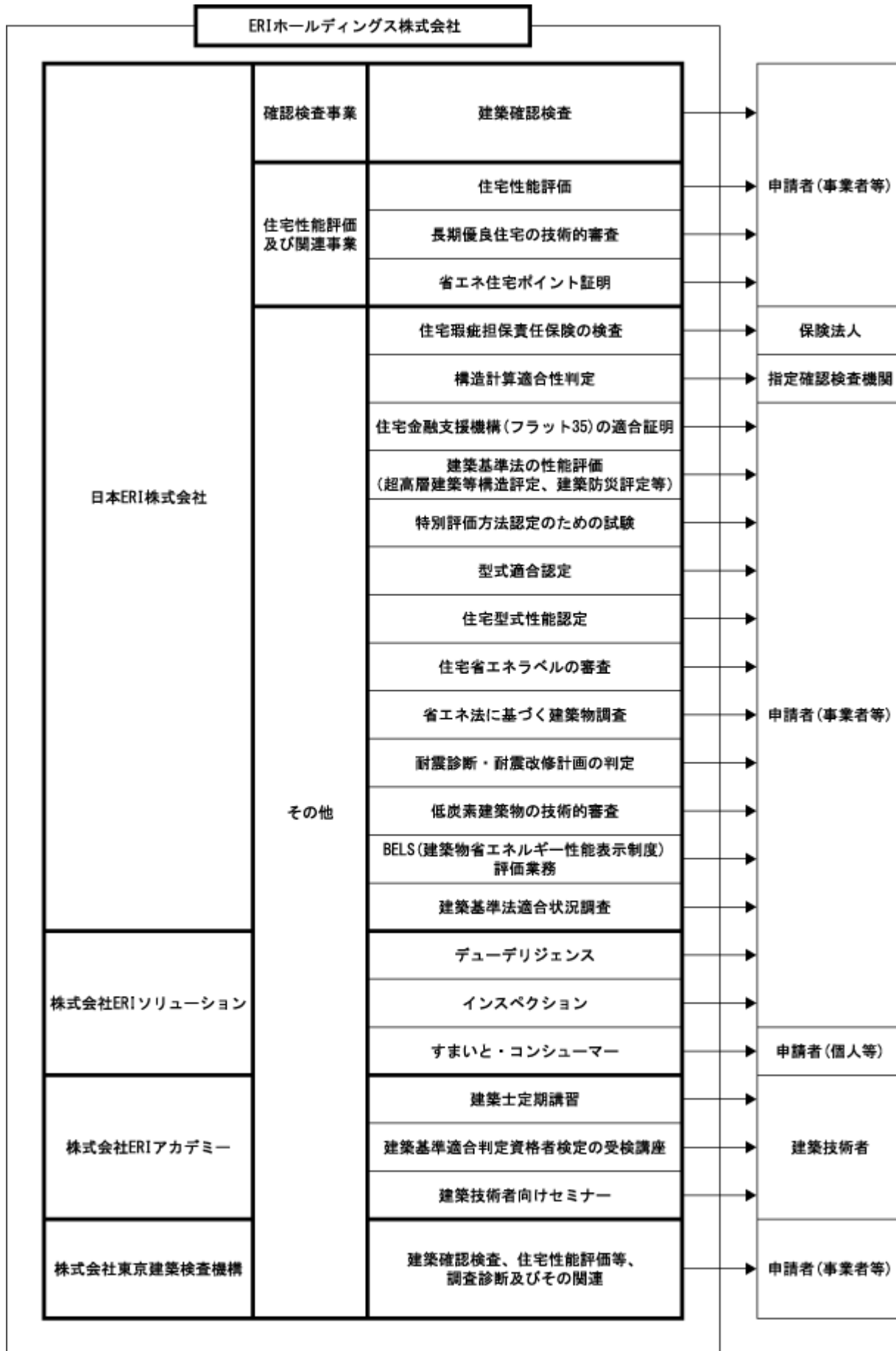
また、株式会社E R Iソリューションにおいて、不動産取引等におけるデューデリジェンス事業(エンジニアリング・レポートの作成など)、省エネ・環境関連業務(CASBEE認証など)、インスペクション事業(施工中・既存の建築物などに関する各種検査・調査・評価の実施及びレポートの作成、非破壊検査、構造計算書の検証、施工監査など)、すまいと・コンシューマー事業(建築資金支払管理や既存住宅の性能評価・第三者調査・検査・診断など)を、株式会社E R Iアカデミーにおいて、建築士定期講習 9、建築基準適合判定資格者検定の受検講座、建築技術者向けセミナーなどを実施しております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社、株式会社E R Iソリューション、株式会社E R Iアカデミー

なお、株式会社東京建築検査機構は、確認検査事業・住宅性能評価事業・調査診断事業及び関連事業などを行っておりますが、セグメントとしてはすべて その他に区分しております。

- 1 指定確認検査機関(国土交通大臣第5号)
- 2 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣第5号)
- 3 構造計算適合性判定機関(各知事指定)
- 4 指定性能評価機関(国土交通大臣第10号)
- 5 指定認定機関(国土交通大臣第7号)
- 6 登録住宅型式性能認定等機関(国土交通大臣第7号)
- 7 登録試験機関(国土交通大臣第6号)
- 8 登録建築物調査機関(国土交通大臣第1号)
- 9 登録講習機関(国土交通大臣一級建築士定期講習第9号、二級建築士定期講習第8号)

〔当社グループ業務の系統図〕



(1) 確認検査事業

< 建築確認検査 >

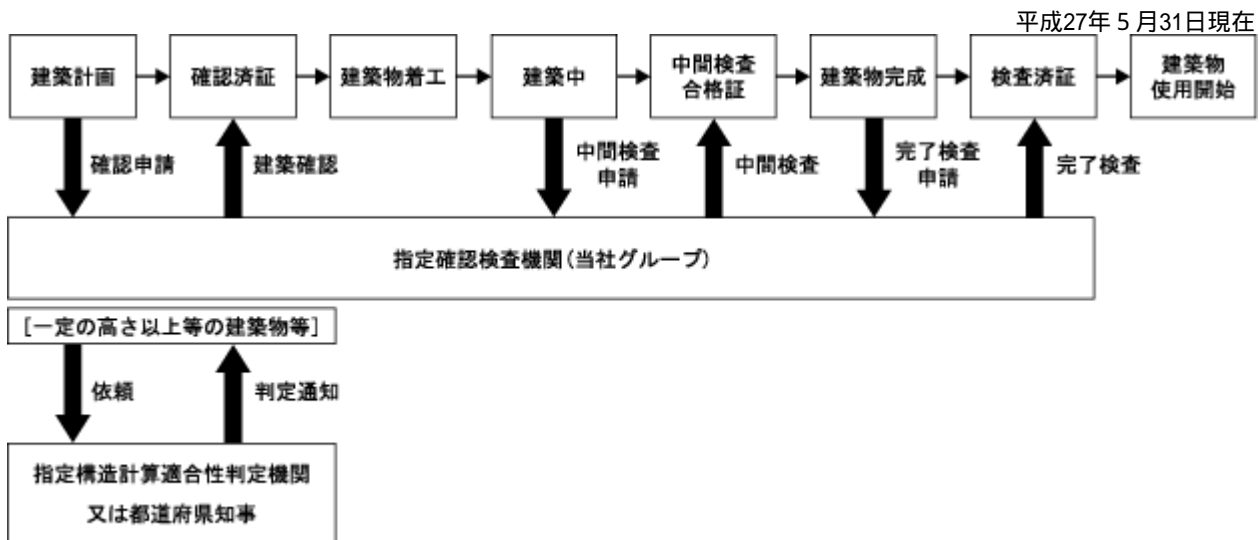
建築基準法には、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準が定められ、その基準に建築物が適合しているかどうかをチェックする建築確認・検査制度があります。一般に建築物を建築しようとする場合、建築主は建築工事の着手前と完了時に特定行政庁 1における建築主事 2又は民間の指定確認検査機関に申請し、確認済証や検査済証の交付を受けることが義務付けられております。

当社グループは、指定確認検査機関として、日本 E R I 株式会社の全国34ヵ所の本支店及び株式会社東京建築検査機構に、国家資格である建築基準適合判定資格者検定に合格した確認検査員536名(平成27年5月末現在)が在籍し、確認検査業務に従事しております。

建築確認・検査業務の流れは下図のとおりであります。当社グループは、申請者から確認申請書及び設計図書の提出を受けて審査・検査し、当該建築計画について建築基準法のほか、都市計画法、消防法、下水道法など建築基準関係規定並びにこれに基づく各地方の条例に照らし適合性を確認し、確認済証を交付いたします。この際、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物については、第三者(都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関)による構造計算適合性判定が義務付けられています。建築工事の完了時には確認検査員による現場検査が行われ、適合性を確認し、検査済証を交付いたします。なお、一定の規模の共同住宅に定められた特定工程や一定の構造、用途等の建築物について特定行政庁が指定する特定工程においては、当該特定工程に係る工事を終えた時に中間検査を受けなければならないとされており、完了検査と同様に確認検査員による現場検査が行われ、適合性を確認し、中間検査合格証を交付しております。

- 1 建築確認業務を執行する行政機関(原則として人口25万人以上の市区町村の長、及び都道府県知事)をいう。
- 2 建築確認に関する事務を司らせるためおいたもの。

〔確認検査の流れ〕



※平成19年6月20日から追加された申請手順

〔建築基準法の改正〕

平成10年6月12日に建築基準法が改正公布され、従来、特定行政庁の建築主事のみによって行われていた建築確認・検査が一定の要件を満たす民間の指定確認検査機関に開放されました。その背景として、平成7年に発生した阪神淡路大震災が契機となり、完了検査率の向上や違反建築物の監視・取締など建築基準法の厳正な運用をすべきとの議論が強まるなか、建築主事や建築監視員など建築行政におけるマンパワーの不足が問題となりました。そこで、民間活力の利用によるマンパワーの代替及び競争による技術水準・サービスの向上等を狙いとして、裁量の余地が基本的にはないとされる建築確認・検査を民間開放し、行政では違反建築物の監視・取締など行政の権限でなければならない分野へのシフトを進める制度改革が行われました。

確認検査業務を行う民間の指定確認検査機関は、特定行政庁の建築主事と同様な高い技術力、専門性、公正中立性ととともに、建築主・設計者・施工者等と利害のない第三者性が必要であることから、国土交通大臣又は都道府県知事により公的な確認検査機関として様々な規制を受けることとなっております。

また、平成19年6月20日に改正建築基準法が施行され、建築確認制度や構造規定の見直しを軸とした大改革がなされ、申請書類が増大するとともに構造計算適合性判定も導入されました。

改正法施行当初は建築・住宅業界において、建築確認手続きの混乱が発生し、新設住宅着工戸数が大幅に減少するなどの影響がありました。特に構造計算適合性判定が義務付けられた大型建築物等への影響が大きく、建設投資全体でも大きな落ち込みが見られました。

その後、建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化の観点から制度が見直され、二度にわたり建築確認手続き等の運用改善が行われたことにより、建築確認審査の迅速化が図られました。

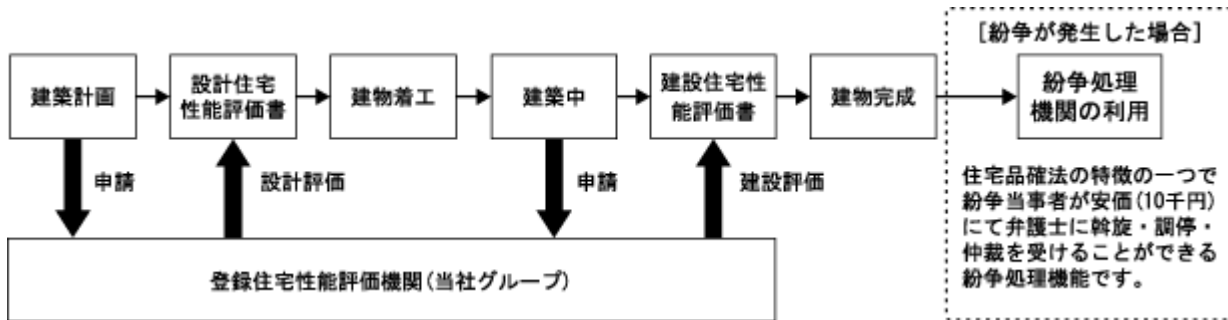
平成27年6月1日に改正建築基準法が施行され、より合理的かつ実効性の高い確認検査制度を構築するため、構造計算適合性判定制度の見直しや仮使用制度の民間開放などが行われました。

(2) 住宅性能評価及び関連事業

< 住宅性能評価 >

住宅品確法に定める「住宅性能表示制度」に基づき、登録住宅性能評価機関として住宅の性能評価を行う業務であります。住宅性能評価の流れは下図のとおりであり、住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書と、施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめた建設住宅性能評価書との2種類があり、段階的に交付されます。

〔住宅性能評価の流れ〕



〔住宅品確法の創設〕

平成11年6月に公布された住宅品確法は、量的確保から良質な住宅ストックの形成を図るという住宅政策転換の根幹を支えるものであり、住宅性能表示制度の創設、住宅に係る紛争処理体制の整備、新築住宅に係る瑕疵担保責任の特例（10年保証）が3つの柱となっております。

これまで、住宅の瑕疵担保期間は契約で自由に変更可能でしたが、住宅供給者は本特例により全ての新築住宅の基本構造部分については引渡時から最低10年間の瑕疵担保責任を負うこととなりました。

住宅性能表示制度の適用は任意となっておりますが、新築住宅を取得しようとする消費者にとって住宅の性能の相互比較ができたり、性能上の要求が設計者・施工者と共通に認識され望みどおりの新築住宅をつくることができ、また、評価を受けた設計図書どおりの施工が確実にされることなどのメリットがあります。一方、住宅供給者にとって中立公正な第三者機関が交付した住宅性能評価書やその写しを新築住宅の請負契約書や売買契約書に添付することで、消費者の信頼を得られ易くなるうえ、住宅ローンの優遇や地震保険の割引、住宅金融支援機構提携フラット35に係る手続きの簡素化など優位性を訴求することができるようになります。

新築住宅の性能を表示する共通ルールとして国土交通大臣により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準が定められています。性能表示基準は10分野から成り立っており、表示事項それぞれに数段階の等級表示や数値表示等が用いられます。

なお、いわゆる中古住宅についても平成14年12月から「既存住宅性能評価」制度がスタートし、当社グループでは平成15年4月から同業務を開始しております。しかし、同制度は、今のところ新築住宅の性能評価と比べて認知度・普及率が極めて低いのが現状であります。

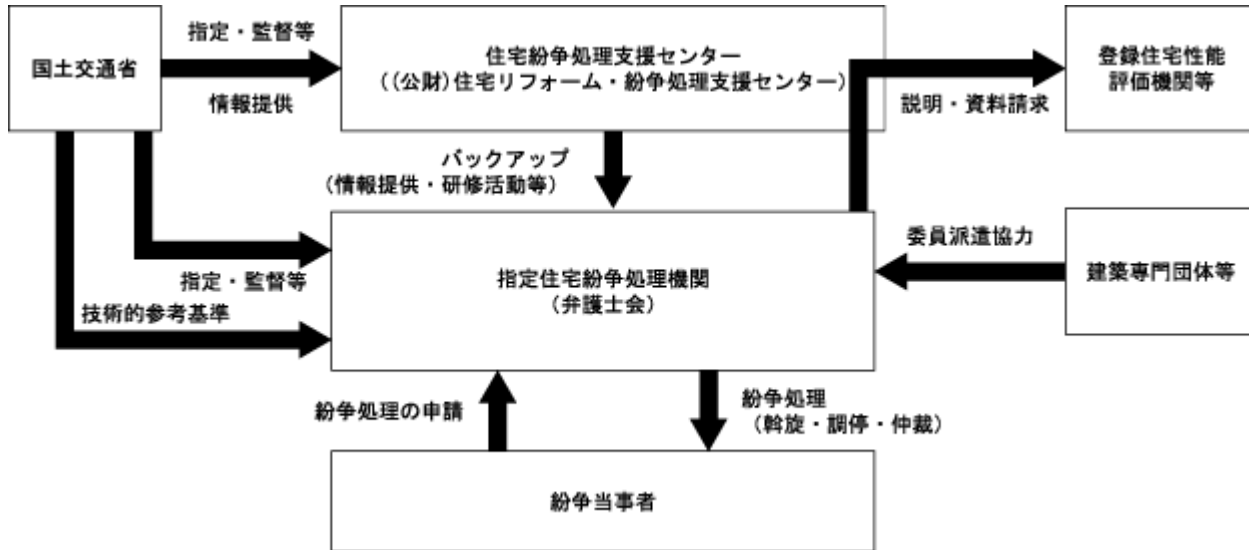
〔日本住宅性能表示基準(新築住宅)の概要〕

平成27年4月1日現在

分野	表示事項
構造の安定に関すること	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)
	耐震等級(構造躯体の損傷防止)
	その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
	基礎の構造方法及び形式等
火災時の安全に関すること	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)
	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)
	脱出対策(火災時)
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))
	耐火等級(界壁及び界床)
劣化の軽減に関すること	劣化対策等級(構造躯体等)
維持管理・更新への配慮に関する こと	維持管理対策等級(専用配管)
	維持管理対策等級(共用配管)
	更新対策(共用排水管)
	更新対策(住戸専用部)
温熱環境・エネルギー消費量に 関すること	断熱等性能等級
	一次エネルギー消費量等級
空気環境に関すること	ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏)
	換気対策
	室内空気中の化学物質の濃度等
光・視環境に関すること	単純開口率
	方位別開口比
音環境に関すること	重量床衝撃音対策
	軽量床衝撃音対策
	透過損失等級(界壁)
	透過損失等級(外壁開口部)
高齢者等への配慮に関すること	高齢者等配慮対策等級(専用部分)
	高齢者等配慮対策等級(共用部分)
防犯に関すること	開口部の侵入防止対策

住宅性能表示制度に関連して住宅専門の紛争処理支援体制が整備されております。下図のとおり、建設住宅性能評価書が交付された住宅については、国土交通大臣が指定する各地の弁護士会にある指定住宅紛争処理機関に申請すれば、手数料1万円で専門家(弁護士、建築士等)による円滑、迅速で専門的な紛争処理を受けることができる仕組みであり、同制度を支えるために登録住宅性能評価機関は建設住宅性能評価1件につき4,000円の負担金を納付しております。

〔紛争処理支援機能のイメージ〕



< 長期優良住宅の認定に係る技術的審査 >

長期優良住宅とは、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する等の住宅です。

当社グループは平成21年6月4日に施行された長期優良住宅の普及の促進に関する法律による長期優良住宅の認定に先立って技術的審査を行っております。所管行政庁が認定を行う前に技術的審査を行うことで、申請者はスムーズに認定を受けることが可能となります。

< 省エネ住宅ポイント制度に係る証明業務 >

省エネ住宅ポイントとは「エコ住宅の新築」又は「エコリフォーム」を行った場合に付与され、様々な商品・サービスと交換可能なポイントです。この制度は、以前の住宅エコポイント制度に類似した制度となっており、平成26年12月27日に閣議決定され、当社グループは登録住宅性能評価機関として、省エネ住宅ポイント対象住宅証明書及び省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書の発行に関する業務を行っております。ポイント発行申請は、本制度にかかわる国の予算執行状況によりますが、遅くとも平成27年11月30日までには受付が終了となる予定です。

(3) その他

<住宅瑕疵担保責任保険の検査>

新築住宅の発注者や買主を保護するため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）が平成21年10月1日より本格施行され、新築住宅の請負人（建設業者）や売主（宅建業者）に対し資力確保措置（保険への加入又は保証金の供託）が義務付けられました。当社グループでは、住宅瑕疵担保責任保険を取扱う指定保険法人の現場検査業務や保険募集業務（受付）等を受託し、日本E R I株式会社の全国各支店及び株式会社東京建築検査機構で対応しております。

<構造計算適合性判定>

一定の規模以上の建築物の確認申請において、都道府県知事に指定された構造計算適合性判定機関によるダブルチェックが平成19年6月20日より義務付けられました。概要につきましては、「第1 企業の概況 3 事業の内容（1）確認検査事業〔確認検査の流れ〕」をご参照ください。当社グループは依頼があった際に指定構造計算適合性判定機関として審査を行い、他の指定確認検査機関などに「構造計算適合性判定結果通知書」を交付しております。

<住宅金融支援機構（フラット35）の審査・適合証明>

当社グループは、独立行政法人住宅金融支援機構が手がける、住宅ローン（フラット35）の供給を支援する証券化支援業務の検査（適合証明）を行っています。住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを設計時及び施工時に検査します。

<建築基準法の性能評価>

超高層建築の構造評定

超高層建築物(高さ60メートル超)については、建築確認に先立って構造の安全性を評価する構造評定を受けることが建築基準法によって義務付けられています。この超高層建築物に係る構造評定は高度な技術力を要することから実施機関が限られておりますが、当社グループは数少ない民間実施機関のひとつとして、学識経験者などにより構成される評定委員会で構造の安定性審査を実施し、「性能評価書」を交付しております。

建築防災評定

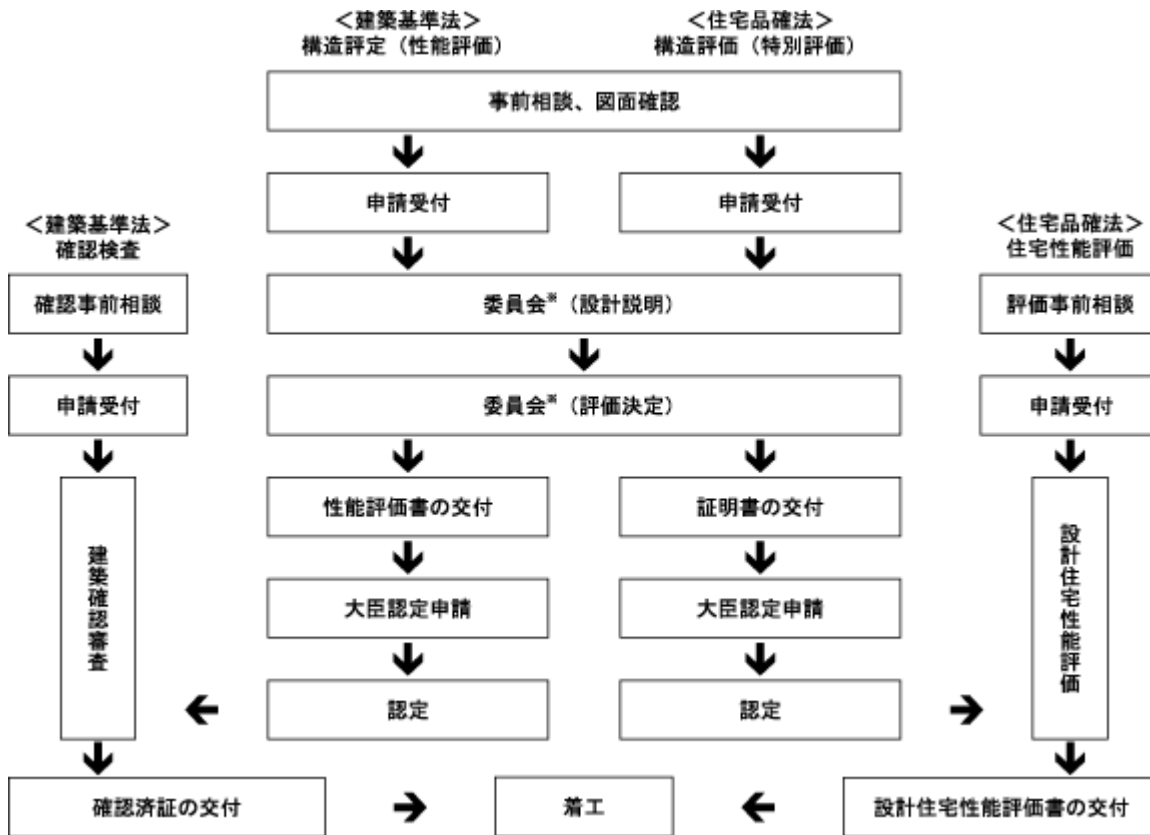
建築物の主要構造部の耐火性能及び防火設備の遮炎性能、階避難安全性能、そして全館避難安全性能を評価する業務です。超高層建築の構造評定などと同様に学識経験者などにより構成される評定委員会で審査を実施し、「性能評価書」を交付しております。

<特別評価方法認定のための試験業務>

構造の安定、劣化の軽減、温熱環境、音環境など住宅品確法の評価方法基準に従って評価できない新材料、新工法などについて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有することを学識経験者などにより構成される試験委員会で審査し、「試験証明書」を交付しております。

〔超高層建築物の構造評定並びに構造評価の流れ〕

超高層建築物の構造について、建築基準法に基づく構造評定（性能評価）に加え、住宅品確法に基づく構造評価（特別評価方法認定のための試験業務）を一体的に行っております。またこれらの評価と併せ、建築確認並びに設計住宅性能評価も同時並行で効率的に実施しております。



委員会(当社グループが組成する次の2つを指します)

[超高層建築評定委員会]：性能評価を担当し評価員2名以上で構成

[構造特別評価委員会]：特別評価を担当し試験員2名以上で構成

評価員及び試験員の要件は次のとおりであります。

- ・学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学もしくは衛生工学その他の性能評価の業務に関する科目を担当する教授もしくは准教授の職にあり、又はあった者
- ・建築、機械、電気もしくは衛生その他の性能評価の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者
- ・国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

< 型式適合認定 >

型式適合認定業務とは、標準的な仕様書で繰返し建設される住宅などの建築物の型式について建築基準法の一連の規定に適合していることを予め審査し、認定・認証する業務です。構造、防火、設備などが建築基準法に適合していることを、学識経験者などにより構成される認定委員会で審査し、「型式適合認定書」を交付しております。型式適合認定を受けていれば、個々の建築確認での審査が簡略化されます。

< 住宅型式性能認定 >

住宅型式性能認定業務とは、標準的な仕様書で繰返し建設される住宅や住宅の部分について日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有することを評価し、型式として認定・認証する業務です。表示すべき性能を有することを学識経験者などにより構成される認定委員会で審査し、「住宅型式認定書」を交付しております。住宅型式性能認定を受け、個々の住宅が認定を受けた型式に適合する場合、当該住宅型式性能認定により認定された性能を有するものとみなされ、住宅性能評価の際に一部の審査が簡略化されます。

< 住宅省エネラベルの審査 >

省エネ性に優れた住宅の証である第三者評価による住宅省エネラベルの使用、又は住宅ローンのフラット35Sを利用するために、省エネ法に基づく登録建築物調査機関として「適合証」を交付しております。

< 省エネ法に基づく建築物調査 >

省エネ法により義務付けられている定期報告が、平成20年の法改正により 建物所有者自ら所管行政庁に対して行うか、登録建築物調査機関の建築物調査を受けるか選択できるようになりました。 の場合は登録建築物調査機関による「適合書」を受けることによって、建物所有者は定期報告を免除され、代わりに登録建築物調査機関が所管行政庁に報告します。当社グループは登録建築物調査機関として「適合書」を交付しております。

< 耐震診断・耐震改修計画の判定 >

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）による既存建築物の耐震診断と耐震改修についての任意評価を行うものです。学識経験者などにより構成される耐震判定委員会で審査を実施し、「評定書」を交付しております。

< 低炭素建築物の認定に係る技術的審査 >

低炭素建築物とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であって、所管行政庁により一定の基準（エネルギーの使用の効率性等）に適合すると認められたものなどを言います。

当社グループは平成24年12月4日に施行された都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物の認定に先立って技術的審査を行っております。所管行政庁が認定を行う前に技術的審査を行うことで、申請者はスムーズに認定を受けることが可能となります。

< B E L S（建築物省エネルギー性能表示制度）評価 >

平成25年10月に国土交通省が公表した非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン（2013）に基づき、非住宅建築物に係る一次エネルギー消費量について、第三者機関が客観的に評価し表示を行う建築物省エネルギー性能表示制度（B E L S）が創設されました。当社グループはこの制度に基づく任意の評価を実施し、「評価書」を交付しております。

< エネルギーパス第三者認証 >

エネルギーパスとは、建築物の断熱性能や設備の効率性を評価し、建築物が年間を通して快適な室内温度を保ち、給湯や照明を使用するために必要なエネルギー量などをKWH / m²・年を表示する「家の燃費」を評価する指標です。当社グループはエネルギーパスに係る審査及び第三者認証書を発行しております。

< 建築基準法適合状況調査 >

平成26年7月に国土交通省より公表された「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、建築物の現況を調査し、法適合状況を任意の報告書として作成し、活用することができることになりました。当社グループは指定確認検査機関として当該報告書の作成を行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 日本E R I株式会社 (注) 2、3	東京都港区赤坂	992,784	確認検査事業、住宅性能評価及び関連事業等	100.0	当社の取締役が同社の代表取締役及び取締役を兼任しております。また、当社の従業員が同社より出向しております。
株式会社E R Iソリューション	東京都港区赤坂	80,000	不動産取引等におけるデューデリジェンス事業等	100.0	当社の取締役が同社の代表取締役及び取締役を兼任しております。
株式会社E R Iアカデミー	東京都港区赤坂	50,000	建築士の定期講習等	100.0 (100.0)	
株式会社東京建築検査機構 (注) 2	東京都中央区東日本橋	100,000	確認検査事業、性能評価事業、調査診断事業及び関連事業	95.5	

(注) 1 議決権の所有割合に、括弧書きで記載されている数値は、間接所有割合で内数であります。

2 特定子会社であります。

3 日本E R I株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	10,933,475千円
	経常利益	110,855 "
	当期純損失()	110,655 "
	純資産額	1,230,220 "
	総資産額	3,210,555 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
確認検査事業	513 (24)
住宅性能評価及び関連事業	186 (16)
その他	115 (6)
全社(共通)	190 (39)
合計	1,004 (85)

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)の年間平均人員数を()内に記載しております。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成27年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
15 (6)	42歳2ヵ月	7年4ヵ月	6,453

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	15 (6)
合計	15 (6)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
- 3 平均勤続年数は、関係会社での勤続年数を含んでおります。
- 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 5 前事業年度末に比べ従業員数が13名増加しております。主な理由は、組織変更に伴い、連結子会社の日本ERI株式会社より管理部門の出向者が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費増税後の個人消費に弱さがみられましたが、政府の各種経済対策及び日本銀行による大規模な金融緩和を背景に、雇用・所得環境は改善傾向となり、企業収益に改善がみられるなど緩やかな景気回復基調が続いてまいりました。

当業界において、住宅市場については消費増税に伴う駆け込み需要の反動減に加え、金利先高観の後退や消費増税後の消費マインドの低下等の影響を受け低調に推移しましたが、年度後半からは消費増税に伴う駆け込み需要の反動減の影響が緩和され回復の兆しがみえ始めました。しかしながら、当連結会計年度の新設住宅着工戸数は、本格的な回復には至らず、88万戸に止まり前期の97万戸を大きく下回りました。非住宅の建設市場については前期を下回ったものの、比較的底堅く推移しました。

このような情勢の下、当社グループは新築住宅の分野においては、確認検査業務、住宅性能評価業務、住宅瑕疵担保責任保険の検査業務、長期優良住宅技術的審査業務などをワンストップで遂行すること及び全国ネットワーク体制の強化により、他機関との差別化を図り、また、当社グループのコア事業である確認検査業務の収益力を高めるために、大型建築物の受注強化を積極的に推進することを課題として取り組んでまいりました。また、建築物の耐震化、省エネ化、ストック活用に資する既存建築物の遵法性調査等への取り組みなど、新たな需要を的確に捉えて、当社グループの相乗効果を発揮し、業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、その他事業は増収となったものの、確認検査事業、住宅性能評価及び関連事業は減収となり、売上高は前期比4.5%減の11,949百万円となりました。営業費用は、人件費、業務委託費等のコスト削減策を推進し、また大型建築物の減少に伴い適合性判定手数料も減少したことから、前期比1.8%減の11,656百万円となりました。営業利益は前期比54.0%減の292百万円、経常利益は前期比49.1%減の331百万円、特別損失として訴訟関連損失184百万円を計上し、税金費用103百万円等を控除した当期純利益は18百万円（前期は当期純損失41百万円）となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

（確認検査事業）

消費増税に伴う駆け込み需要の反動減による影響の長期化等により、住宅関連業務の売上が大幅に減少したものの、大型建築物関連業務の売上が比較的底堅く推移した結果、売上高は前期比5.2%減の7,032百万円となり、営業利益は前期比88.5%減の31百万円となりました。

（住宅性能評価及び関連事業）

平成27年3月より省エネ住宅ポイント制度に係る証明業務が開始されたものの、住宅性能評価業務及び長期優良住宅技術的審査業務は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減による影響の長期化等により戸建住宅関連業務、共同住宅関連業務ともに売上が減少した結果、売上高は前期比10.3%減の2,691百万円となり、営業利益は前期比75.6%減の62百万円となりました。

(その他)

住宅瑕疵担保責任保険の検査業務等が低調であったものの、既存建築物の遵法性調査等のソリューション業務が拡大した結果、売上高は前期比6.4%増の2,224百万円となり、営業利益は前期比81.6%増の198百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ490百万円増加し2,341百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは715百万円の収入(前連結会計年度は708百万円の収入)となりました。これは主に前受金の減少40百万円、未払金の減少38百万円等の支出があったものの、法人税等の支払額又は還付額326百万円、供託金の返還による収入135百万円、税金等調整前当期純利益122百万円等の収入によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは36百万円の収入(前連結会計年度は157百万円の支出)となりました。これは主に固定資産の取得による支出88百万円等の支出があったものの、有価証券の償還による収入100百万円、差入保証金の回収による収入38百万円等の収入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは262百万円の支出(前連結会計年度は301百万円の支出)となりました。これは自己株式の処分による収入98百万円があったものの、配当金の支払261百万円、長期借入金の返済による支出98百万円の支出があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの業務は、確認検査業務、住宅性能評価業務等であり、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	7,059,438	4.7	400,352	7.2
住宅性能評価及び関連事業	2,646,453	13.7	721,761	5.9
その他(注1)	1,036,685	24.2	246,298	26.5
合計	10,742,576	5.0	1,368,412	2.5

(注) 1 その他については、評定業務及びソリューション業務を記載しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	7,032,381	5.2
住宅性能評価及び関連事業	2,691,764	10.3
その他	2,224,909	6.4
合計	11,949,056	4.5

(注) 1 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
大和ハウス工業(株)	1,611,399	12.9	1,584,523	13.3

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

わが国経済は、日本銀行の追加金融緩和による円安・株高の進行に加え、政府による各種経済対策等により、企業収益の改善に牽引される緩やかな景気回復基調が持続するものと期待されます。

住宅・建設業界を取り巻く環境についても、個人による住宅取得需要と企業による設備投資需要は、ともに回復基調を歩むとみられるものの、技能労働者不足と建築費の高騰や海外経済の減速懸念など、建築着工件数の下振れ要因となる事象の動向には、引き続き留意する必要があります。

このような環境認識の下、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

- (1) 当社グループ経営の機動性を高め、効率的な事業運営・事業リスクの分散・新しい事業領域への展開を推進するとともに、公正性・透明性の維持・向上のために、コーポレート・ガバナンスを強化し、持続的な企業価値の向上を目指します。
- (2) 業界最大手かつ唯一の上場企業として蓄積した幅広い顧客基盤の活用と、効率的な業務体制の構築により、既存事業の収益性を高めるとともに、業界再編を見据えた事業基盤拡充や新規分野への進出のチャンスにはM & Aも活用しながら、一層の業容の拡大を目指します。
- (3) 当社グループの全社員が、高度な専門性に裏打ちされた質の高いサービスを提供する意識を共有し、たゆまず顧客満足度の向上を追求します。また、人材育成に注力し次世代を担う若手社員や女性社員の登用を推進します。

今後も、当社の経営理念である「7つの理念」の下に、「信頼性向上」と「E R Iブランドの確立」にむけた取り組みを通じて、建築分野における専門的な第三者検査機関としての社会的使命を果たしてまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制について

当社グループの主力業務は確認検査業務、住宅性能評価業務であり、それぞれ「建築基準法」に基づく国土交通大臣の指定機関、「住宅品確法」に基づく国土交通大臣の登録機関として事業展開を行っております。指定機関・登録機関は、高い技術力、専門性、公正中立性に加え、建築主・設計者・施工者等と利害のない第三者性が必要であることから、以下のような法的規制を受けております。これらの法的規制に当社子会社が抵触した場合には、指定・登録が取消され、あるいは更新されず、もしくは業務停止処分を受ける可能性があり、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼすこととなります。なお、有価証券報告書提出日現在においては、法的規制に該当すべき事由は発生しておりません。

指定確認検査機関

〔指定の要件〕

建築確認、検査を行う職員の数について

- ・ 確認検査員及び確認検査員以外の確認検査の業務を行う職員(以下、「補助員」という。)の数は、指定確認検査機関の業務量及びその内容(建築物の規模等)に応じて法律によって厳密に定められており、その定められた人数以上の確認検査員と補助員を確保する必要がある。

確認検査の業務の体制、方法等について

指定確認検査機関(以下、「機関」という。)及びその確認検査員は次の内容等に適合しなければならないものとする。

- ・ 確認検査の業務は他の業務(判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行い、担当役員を置かなければならない。
- ・ 機関の職員以外の者を確認検査の業務に従事させてはならない。また、補助員が行う業務は、補助的なものに限り、補助員単独で確認検査を行ってはならない。
- ・ 建築主が、次のイからニまでに掲げる者である建築物、ハからトまでに掲げる者が設計・工事監理・施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査を行ってはならない。

イ 機関の代表者又は担当役員

ロ イに掲げる者が所属する企業・団体等

ハ イに掲げる者の親族

ニ ハに掲げる者が役員である企業・団体等

ホ イ又はハに掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業・団体等

ヘ 機関又は機関の親会社等が特定支配関係を有する者

ト 機関の役職員が代表者の地位を占める企業・団体等

- ・ 機関は、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、建築確認を行ってはならない。
 - イ 機関の代表者又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関
 - ロ 機関の代表者又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関
 - ハ 機関の代表者又は担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - ニ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員が機関に所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - ホ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員の親族が機関の役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - ヘ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員又はこれらの者の親族が機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - ト 機関が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - チ 機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - リ 機関が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
 - 又 機関の親会社等が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
- ・ 確認検査員等は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、イからホまでに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認検査の業務に従事してはならない。
 - イ 当該確認検査員等
 - ロ イに掲げる者が所属する企業、団体等
 - ハ 当該確認検査員等の親族
 - ニ 八に掲げる者が役員である企業、団体等
 - ホ イ又は八に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

経理的基礎について

- ・ 債務超過の状態にないこと。
- ・ 予算規模が適切であること。
- ・ 事業と予算のバランスがとれていること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務に係る年間支出総額の概ね1割以上であること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務の所轄特定行政庁への引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。

指定確認検査機関の役職員等の構成について

指定確認検査機関(以下、「機関」という。)の役職員等の構成は次に掲げるものとする。

- ・ 機関が法人である場合にあってはその役員が、法人以外の者である場合にあってはその者が、次のイからハまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ 建築基準法令の規定により刑に処せられた法人の役員又は役員であった者
 - ロ 建築基準法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消された法人の役員又は役員であった者
 - ハ 建築基準法第七十七条の三十五の十九第二項の規定により法第七十七の三十五の二に規定する指定を取り消された法人の役員又は役員であった者
- ・ 機関が株式会社である場合にあっては、制限対象者である取締役(以下「制限対象者」という。)のうち制限業種(軽微なものを除く。以下同じ。)に従事する者(制限業種を営む法人に所属する者を含む。以下同じ。)又は制限業種を営む法人の割合が三分の一を超えないこと。この場合において、制限対象者の親族が制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員である場合は、当該制限対象者は制限業種に従事する者とみなす。
- ・ 機関が株式会社である場合にあっては、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権(以下この号において「制限対象の議決権」という。)の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。但し、当該機関の総株主の議決権の千分の一未満の議決権を保有している者の当該議決権については、当該機関の総株主の議決権の三分の一を上限に、制限対象の議決権でないものとみなすことができる。
- ・ 機関が株式会社の場合において、株主(総株主の議決権の百分の五以上を有する者に限る。以下同じ。)の親族に制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者とみなす。
- ・ 機関が株式会社の場合において、株主の親会社等に制限業種を営む個人事業者、制限業種を営む法人の役員又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該株主は制限業種を営む法人とみなす。
- ・ 機関が株式会社である場合にあっては、グループ会社等に三分の一以上の議決権を有する制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人を傘下に持つ場合は、そのグループ会社等で保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと
- ・ 機関の親会社等についても、上記を準用する。
- ・ 機関の代表者、担当役員及び確認検査員が、制限業種に従事する者でないこと。
- ・ 前各号に定めるもののほか、機関と制限業種との関係が確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

兼業の制限について

- ・ 指定確認検査機関として制限業種に係る業務を行ってはならないものとする。

「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいいます。

- ・ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
- ・ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
- ・ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- ・ 昇降機の製造、供給及び流通業

〔指定の更新の要件〕

指定の更新は5年毎に、指定取得と同様の要件を満たしていることを国土交通大臣に申請することとなります。

今後、万一当該基準を満たさない場合は更新がなされない可能性があります。

〔欠格条項〕

建築基準法に定めのある下記欠格条項(建築基準法第77条の19)に該当する場合、指定を受けることができません。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定確認検査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 確認検査員の登録を取り消され、その消除の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 建築士の免許を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者又は建築士事務所について登録を取消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して3年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうち上記欠格条項のいずれかに該当する者があるもの
- ・ その者の親会社等が、上記欠格事項のいずれかに該当する者

〔取消等の要件〕

下記要件(建築基準法第77条の35)に該当した場合は指定の取消、期間の定めのある業務停止処分の対象となります。

- ・ 確認済案件の特定行政庁への報告、事務所変更の報告、業務区域変更の報告、確認検査員の選任登録届等 国土交通省、特定行政庁への報告、届等の定めに違反したとき
- ・ 確認検査業務規程によらないで確認検査を行ったとき
- ・ 国土交通省による確認検査員の解任、確認検査業務規程の変更、監督の命令に違反したとき
- ・ 指定基準に適合していないと認めるとき
- ・ 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する確認検査員もしくは法人にあってはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により指定を受けたとき

登録住宅性能評価機関

〔登録の基準等〕

評価を実施する評価員の数が一定数以上であること

評価を行おうとする住宅の区分ごとに、住宅品確法で別途定める数以上の評価員がいること。

住宅関連事業者に支配されているものではないこと

住宅関連事業者とは、住宅の設計、住宅の販売(販売の代理・媒介を含む)、新築住宅の工事請負のいずれかを業として行う者であり、住宅関連事業者の支配とは、住宅関連事業者が親会社である、役員に占める住宅関連事業者の役員割合(過去2年間に役員であった者を含む)が2分の1超である、代表役員が住宅関連事業者の役員(過去2年間に役員であった者を含む)である、のいずれかに該当する場合である。

評価の業務を行う部門に専任の管理者を置くこと

専任の管理者とは、登録住宅性能評価機関の常勤の役員又は当該部門を管理するうえで必要な権限を有する常勤の職員であること。

債務超過の状態にないこと

債務超過の状態とは、貸借対照表の負債(債務)が資産(財産)を上回った状態をさす。

〔登録の更新〕

登録の更新は5年ごとに行わねばなりません。なお申請は、設計住宅性能評価を行う者としての登録、新築住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録、既存住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録の各区分に従って行われます。

今後、万一登録基準等を満たさない場合は、更新がなされない可能性があります。

〔欠格条項〕

住宅品確法に定めのある下記欠格条項(住宅品確法第8条)に該当する場合、登録ができなくなります。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 国土交通大臣により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうちに上記欠格事項のいずれかに該当する者があるもの

〔登録の取消し等〕

下記の各項(住宅品確法第24条)に該当した場合は登録の取消、業務停止処分となる可能性があります。

- ・ 欠格事項に該当するとき
- ・ 登録の変更等に関する届出の違反、承継に関する届出の違反、登録の区分等の掲示の違反、財務諸表及び評価の業務に関する帳簿の備付けの違反、評価の業務の休廃止等に関する届出の違反及び指定住宅紛争処理機関からの説明又は資料提出の請求を正当な理由無く拒んだとき
- ・ 住宅性能評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき
- ・ 財務諸表等の閲覧又は謄写の要求を、正当な理由が無く拒んだとき
- ・ 国土交通大臣による業務規程変更の命令、登録の基準に適合するため必要な措置を求める命令、評価の業務の義務を果たすために必要な改善命令に違反したとき
- ・ 住宅紛争処理支援センターへの負担金の納付をしないとき
- ・ 評価の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員もしくは法人にあってはその役員が、評価の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により登録を受けたとき

(2) 業界動向について

当社グループの事業は以下のような業界動向の下で運営されており、その動向が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

確認検査業務

確認検査機関の指定状況

平成11年度から確認検査業務が民間開放され、指定確認検査機関は平成11年度末の23機関から平成17年度末の125機関まで、每期、増加しました。しかし平成18年度以降は、新規に指定される確認検査機関がある一方、廃業や合併を行う指定確認検査機関の動きが見られます。指定確認検査機関を組織形態別にみると、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の機関は株式会社が8割以上を占めており、都道府県知事指定の機関は財団法人が半数以上を占めております。

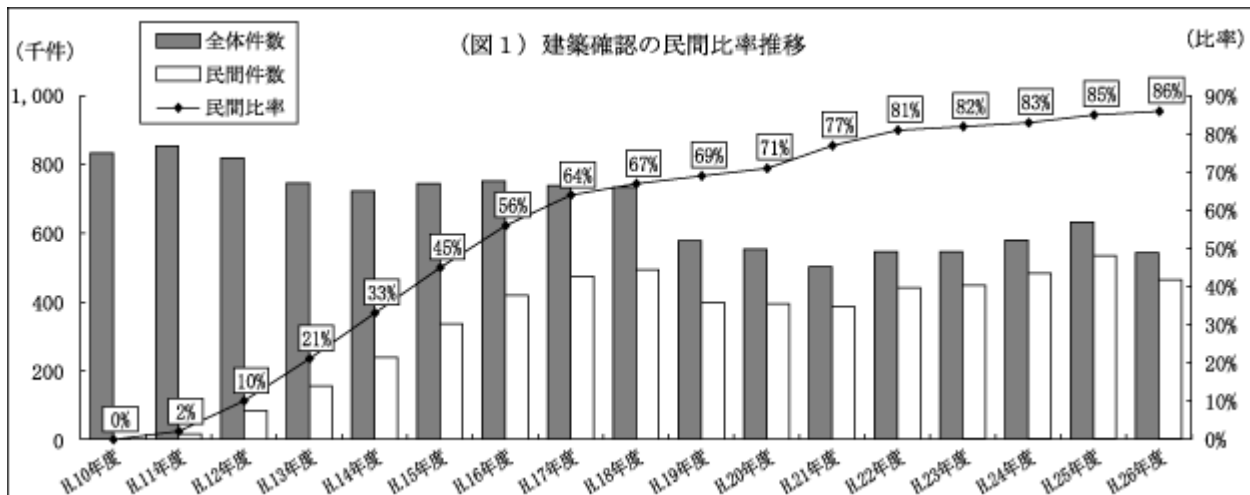
確認検査機関の指定状況（増減又は期末指定機関数）

区分	H.12年度	H.13年度	H.14年度	H.15年度	H.16年度	H.17年度	H.18年度	H.19年度	H.20年度	H.21年度	H.22年度	H.23年度	H.24年度	H.25年度	H.26年度	指定機関数 (H.27年5月末)
国土交通大臣指定	3	1	4		1	3	1	1	1	2		1	1	1	2	25(20)
地方整備局長指定		5	3	5	15	6	2	2	1	1	1	2		2	3	38(36)
都道府県知事指定	26	12	3	4	3	8	1	1	4	0	2	2		1		67(29)
合計	29	18	10	9	19	17	0	0	2	3	3	3	1	4	5	130(85)

- (注) 1 日本建築行政会議ホームページにおける「都道府県ごとの指定確認検査機関一覧」より作成しております。
 2 廃業機関を除く。指定区分の変更については区分変更後の指定のみを計上しております。
 3 国土交通大臣指定は業務区域が2以上の地方整備局の管轄区域をまたがる場合、地方整備局長指定は業務区域が2以上の都道府県でかつ1の地方整備局の管轄区域内の場合、都道府県知事指定は1の都道府県の場合であります。
 4 指定機関数の()内は、株式会社又は有限会社の指定機関数であります。

建築確認の民間比率

(図1)のとおり、平成13年度以降、70万件前半で推移していた建築確認件数は、改正建築基準法の施行に伴う混乱(平成19年6月)やリーマン・ショックの影響(平成20年9月)等から落ち込みました。その後、平成21年度以降は漸増傾向にありましたが、今年度は、消費税増税前の駆け込み需要の反動等により全体件数が対前年度比14.1%減となる中、指定確認検査機関による確認件数は13.2%減となりました。この結果、指定確認検査機関による業務シェア(民間比率)は86%まで達し、全体に漸増傾向にあります。



(注) 国土交通省「最近の建築確認件数等の状況について」より作成しております。

競合状況

指定確認検査機関は平成27年5月31日現在130機関ありますが、その多くは所在都道府県及び隣接県を業務区域とする地域密着型機関が、業務区域が全国でも地方支店網を持たない機関となっております。その中で当社グループの中核会社である日本E R I株式会社は、日本全域を業務区域として対応可能な支店網（33支店平成27年7月1日現在）を整備した唯一の指定確認検査機関となっております。また、確認検査員数(平成27年7月1日現在517名)や確認検査の実績件数においても当社グループが最大手となっております。しかしながら、地域密着型機関との競争が激しいこと、建築基準適合判定資格者検定に合格した確認検査員を確保・育成する必要があることなどから、将来にわたって当社グループが指定確認検査機関における最大手の地位を維持できるとは限りません。

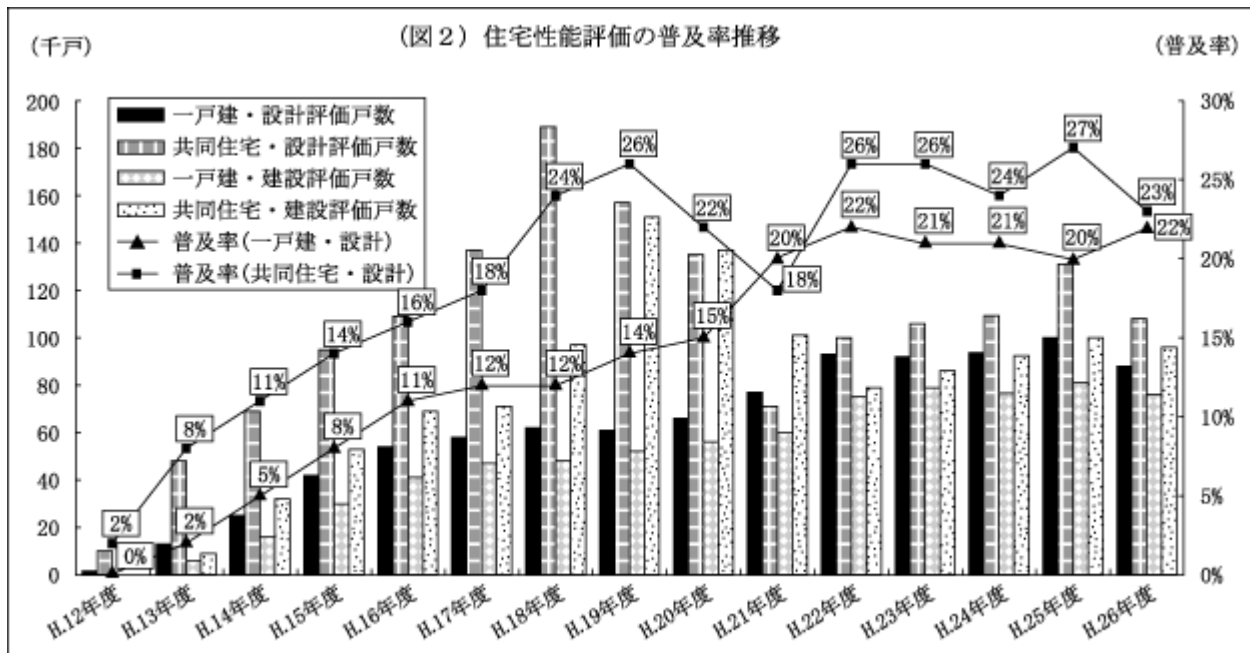
住宅性能評価業務

住宅性能評価機関の登録状況

平成12年10月に第1陣の指定住宅性能評価機関64機関が指定され、平成18年3月より登録制に移行し、平成27年7月1日現在の一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員機関数は121機関となっております。

住宅性能評価の普及状況

(図2)のとおり、新築住宅の性能評価制度は徐々に普及してきているものの、ここ数年は足踏みしており、住生活基本法(平成18年6月公布施行)に基づく住生活基本計画は、平成23年3月、普及率50%の目標を当初の平成22年度から平成32年度に変更いたしました。なお、平成26年度の実績(設計性能評価)は、共同住宅23%、戸建22%、合計22%と対前年度比同水準となりました。戸建住宅での普及率は前年度を2%上回りましたが、共同住宅は分譲マンションの減少の影響等により前年度を4%下回りました。



(注) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ、財団法人建設物価調査会「月間住宅着工統計」より作成しております。

競合状況

平成27年7月1日現在の一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員機関数は121機関ですが、指定確認検査機関と同様に地域密着型機関が大半を占めております。その中で当社グループの中核会社である日本E R I株式会社は、日本全域を業務区域として対応可能な支店網を整備した唯一の登録住宅性能評価機関となっております。一般社団法人住宅性能評価・表示協会のデータによると、平成26年度の業界シェア（設計評価交付戸数）は、日本E R I株式会社を含めた上位5機関で59%、上位10機関で77%など寡占状態となっております。日本E R I株式会社は、平成26年度の実績戸数で戸建住宅、共同住宅とも1位となっておりますが、戸建住宅、共同住宅それぞれの分野で大手住宅供給会社との取引拡大を巡る競争が激化していることもあり、将来とも当社グループが住宅性能評価機関における高い地位を維持できるとは限りません。

(3) 経営成績及び財政状態について

人材の確保について

当社グループの業務は、それを遂行する社員が高度な技術力を保持していることはもちろん、「確認検査員」「評価員」等法律によって必要とされる資格を持つことが必須であります。こういった優秀な人材を確保することが、当社グループにおける最も重要な課題のひとつとすることができます。

確認検査員の確保につきまして、限定された地域において確認検査業務を行う場合は多数の確認検査員の確保を要しませんが、当社グループのように全国展開等広域にわたって同業務を行う場合においては、確認検査員の確保が必須となります。万が一、その確保が十分でない場合は、確認検査業務の遂行に支障を来すこととなります。

住宅性能評価業務におきましては、原則として設計住宅性能評価を正社員である評価員が行い、建設住宅性能評価については委託評価員を併用することとしております。これは技術水準を保つための自社執行体制を維持しつつ、効率的な人員体制による運用を図るためであります。確認検査業務と同様、全国展開を図る当社グループにつきましては評価員の確保が必須であり、万が一、その確保が十分でない場合は、住宅性能評価業務の遂行に支障を来すこととなります。

建築物の竣工時期による業績変動について

当社グループの業績は、建築物の竣工案件の季節的な偏在により、四半期で変動する可能性があります。特に当社グループでは、竣工時の現場検査収入（確認検査業務のうち完了検査、住宅性能評価業務のうち建設住宅性能評価）が売上の3分の1程度を占めることから、建築物の竣工が多い3月、9月及び12月に売上が集中する傾向が見られます。また経済環境の急変など、予想し得ない事態の発生による竣工時期の遅延等、竣工案件が翌期にずれ込む事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

住宅市場の動向について

当社グループに密接に関係する住宅業界は、雇用状況、景気動向、金利動向、地価動向、住宅税制等の影響を受けやすく、景気見通しの悪化や税制変更による消費税等の引き上げ、住宅刺激策の変更等、こうした外部要因の変化により、住宅購入者の購入意欲を減退させる可能性があります。その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連法令の改正等について

当社グループの行う事業は、建築基準法や住宅品質確保法をはじめとする多くの法令による規制を受けております。今後、これらの法令の改廃や新たな法令が設けられる場合、その内容や影響をあらかじめ予測しコントロールすることは困難であり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

業務遂行に関する訴訟リスクについて

当社グループの業務のうち、確認検査業務、住宅性能評価業務等の建築基準法、住宅品確法に基づく業務は、その遂行において、次項に記載の審査請求をはじめとして、当社グループの過失の有無に係わらず訴訟を受ける可能性があります。

当社グループでは、業務遂行により発生する損害に備え、「建築確認検査機関・住宅性能評価機関賠償責任保険」に加入することにより担保しておりますが、想定外の訴訟を受けた場合には、風評の悪化等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

行政不服審査法に基づく審査請求について

審査請求とは、行政不服審査法に規定されている権利の一形態で、行政処分に対して不服がある場合、一定期間内にその取消を求めることができる制度であります。当社グループの業務の内、確認検査業務については従来行政が行っていた業務であり、その処分としての建築確認は同法に基づく審査請求の対象となるものであります。民間開放により当社グループのような民間確認検査機関が行う建築確認に対しても同法が適用されることとなります。

従いまして、当社グループが行った建築確認について、その処分を不服とする近隣住民から審査請求を受け、事案が問題化し、訴訟に発展した場合など、当社グループが行った建築確認が適正であるか否かを問わず、また、全く根拠のない誤認による審査請求であった場合でも、公正中立な専門的第三者機関としての当社グループの信用に影響を及ぼす可能性があります。

みなし公務員規定等について

確認検査業務が極めて公共的な性格を持つ業務であるため、建築基準法において、指定確認検査機関の役職員は業務で知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務を負っております。

具体的には、建築基準法の指定機関として確認検査業務を行っておりますが、当社グループ役職員が確認検査業務で知り得た秘密を外へ漏らしたり、又は盗用することが禁じられており、確認検査の業務に従事するものは、公務員と同様に罰せられることとなり、刑法及びその他の罰則の適用についても公務員として罰せられることとなります。

なお、住宅品確法の登録機関として住宅性能評価業務を行っておりますが、当該業務も公共性の高い業務であることから、秘密保持義務が別途定められております。

制限業種(注)について

株式保有状況

当社の株主のうち制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人(当該法人の役職員を含む)による保有割合(以下、「制限業種による株式保有割合」という。)は以下のとおりです(平成27年5月31日現在)。なお、制限業種に従事する者及び制限業種を営む法人による株式保有割合が1/3を超える場合は、確認検査業務及び住宅性能評価業務における国土交通大臣の機関指定、機関登録が取り消されることとなる可能性があります。当社では、株主名簿に記載された株主の属性を可能な範囲で確認・調査を行い、制限業種及び非制限業種に区分した株式保有割合を今後とも継続的に開示してまいります。

株主	株数(株)	シェア(%)
制限業種	2,414,700	30.8
非制限業種	5,417,700	69.2
合計	7,832,400	100.0

- (注) 「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいいます。
- ・設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
 - ・建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
 - ・不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
 - ・昇降機の製造、供給及び流通業

個人情報漏洩のリスク

当社グループは、多数の顧客情報をはじめとする個人情報を保有しております。当社グループでは、「個人情報保護基本規定」等各社において、情報管理に関する規程を定め、役職員に対する教育・研修等により社内に徹底通知しております。しかしながら、これらの対策にも関わらず、大規模な情報漏洩等により顧客に甚大な被害を及ぼす事態が生じた場合には、監督官庁からの行政処分や、損害賠償請求、社会的信用の毀損等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成27年8月28日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、見積が必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積を行っております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」をご参照ください。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における業績等に関する概要につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

売上高

確認検査事業の売上高は前期比5.2%減の7,032百万円、住宅性能評価及び関連事業の売上高は前期比10.3%減の2,691百万円、その他の売上高は前期比6.4%増の2,224百万円となりました。

これは、確認検査事業については消費増税に伴う駆け込み需要の反動減による影響の長期化等により、住宅関連業務の売上が大幅に減少したものの、大型建築物関連業務の売上が比較的底堅く推移したことによるものであり、住宅性能評価及び関連事業については平成27年3月より省エネ住宅ポイント制度に係る証明業務が開始されたものの、住宅性能評価業務及び長期優良住宅技術的審査業務は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減による影響の長期化等により戸建住宅関連業務、共同住宅関連業務ともに売上が減少したことによるものであり、その他については住宅瑕疵担保責任保険の検査業務等が低調であったものの、既存建築物の遵法性調査等のソリューション業務が拡大したことによるものであります。

営業利益

当連結会計年度の売上原価は前期比2.5%減の8,985百万円、販売費及び一般管理費は前期比0.6%増の2,671百万円となりました。これは、人件費、業務委託費等のコスト削減策を推進し、また大型建築物の減少に伴う適合性判定手数料も減少したことによるものであり、この結果、売上総利益は前期比10.0%減の2,963百万円、営業利益は前期比54.0%減の292百万円となりました。なお、売上原価率は75.2%、売上総利益率24.8%、売上高営業利益率は2.4%となっております。

経常利益

営業外収益は前期比80.2%増の41百万円となりました。これは、主として当連結会計年度に受取保険金を計上したことによるものであります。

営業外費用は前期比74.6%減の1百万円となりました。これは、主として前連結会計年度に計上した支払手数料がなくなったことによるものであります。

この結果、経常利益は前期比49.1%減の331百万円となりました。

当期純利益

税金等調整前当期純利益は訴訟関連損失が減少したことにより前期比349.1%増の122百万円となり、法人税、住民税及び事業税105百万円、法人税等調整額 2百万円、及び少数株主利益を加減した当期純利益は18百万円(前期は当期純損失41百万円)となりました。

当連結会計年度の1株当たり当期純利益金額は2.37円となっております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、「建築や住宅に関する安全・安心の確保」という社会的な使命を果たしつつ、引続き、お客様からの信頼を積み重ねることにより、「建築分野の第三者検査機関のリーディングカンパニー」として、消費者やお客様から指名される会社となることを目指しております。

そのために、従来より法令遵守（コンプライアンス）と適正な企業統治（コーポレート・ガバナンス）の構築に努めており、次の3つの取り組みを推進しております。

- 高い業務品質と充実したサービスを武器とする「E R Iブランド」の確立による差別化への取り組み
- 各部門、各支店、関係会社の収益力を高め、確実に収益を上げる強い組織作りへの取り組み
- 当社の長期的・継続的な発展・成長軌道の確立のための優秀な人材の確保及び育成への取り組み

(5) 財政状態の分析

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ86百万円減少し4,296百万円となりました。これは、流動資産が184百万円増加したものの、固定資産が270百万円減少したことによるものであります。

流動資産の増加は、その他の減少318百万円等があったものの、現金及び預金の増加490百万円等によるものであり、固定資産の減少は、無形固定資産の増加28百万円等があったものの、供託金の減少135百万円、投資有価証券の減少100百万円、差入保証金の減少44百万円等によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ41百万円増加し2,223百万円となりました。これは、長期借入金の減少185百万円の減少等があったものの、未払法人税等の増加109百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加86百万円等によるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ127百万円減少し2,072百万円となりました。これは自己株式の処分120百万円（純資産は増加）があったものの、配当に伴う利益剰余金の減少266百万円等によるものであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源

当連結会計年度における資本の財源は、営業活動による収入が715百万円ありました。

当社グループのキャッシュ・フロー指標は下記のとおりであります。

	平成26年5月期	平成27年5月期
自己資本比率(%)	50.1	48.1
時価ベースの自己資本比率(%)	208.2	182.6
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)	26.2	12.2
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	232.4	451.9

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 支払利息

(注) 1 いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

2 株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式数（自己株式を除く）により算出しております。

3 キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローを利用しております。

4 当社は、平成25年12月2日設立のため、平成25年5月期以前に係る記載はしてありません。

資金の流動性についての分析

当連結会計年度末現在、流動比率等の指標は下記のとおりであります。

	平成26年5月期	平成27年5月期
流動比率(%)	190.7	177.9
固定比率(%)	46.0	35.8
固定長期適合比率(%)	38.7	32.3

流動比率：流動資産 / 流動負債

固定比率：固定資産 / 株主資本

固定長期適合比率：固定資産 / (固定負債 + 株主資本)

(注) 1 いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

2 当社は、平成25年12月2日設立のため、平成25年5月期以前に係る記載はしてありません。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するように努めております。

また、当社グループは、建築分野における第三者検査機関として、まずは、公正さ・中立性を確保したうえで、各種業務を遂行することとしており、これは、以下に掲げる「七つの理念」を実践して、良質なすまい・建物を実現し、安全で美しい街づくりに貢献することを目標とする当社グループ創業以来の基本方針であります。

1. 消費者・事業者に公正かつ必要な情報を提供します。
2. 法令・規程を遵守し、第三者性、中立性を保ちます。
3. 最高水準の技術を提供して、技術の基準となります。
4. 全分野のニーズを引受け、迅速なサービスに努めます。
5. 全ての業務を自己執行する責任ある体制を築きます。
6. 可能な限りの情報を公開し、透明な会社となります。
7. 信頼され、社会的にも影響力のある会社となります。

今後も、当社グループは、「七つの理念」という基本方針を前提に、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載した事項を認識しつつ、「E R Iブランド」の確立を更に推し進め、消費者やお客様から指名される会社となることを目指してまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額（有形・無形固定資産の合計額）は77百万円であり、主なものは建築関連法令データベース25百万円及び住宅性能評価申請書作成支援システム13百万円等であります。

セグメント別では、確認検査事業に25百万円、住宅性能評価及び関連事業に19百万円、その他に31百万円の設備投資をしております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

平成27年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウエア	合計	
日本E R I (株)	本社 (東京都港区)	確認検査事業、 住宅性能評価及 び関連事業、そ の他	事務所	16,418	12,475	103,338	132,231	165
	支店等 (全国41カ所)	確認検査事業、 住宅性能評価及 び関連事業、そ の他	事務所	47,078	22,972		70,050	725

(注) 上記の金額には消費税等を含めておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末における重要な設備の新設及び改修の計画並びに重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,500,000
計	28,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,832,400	7,832,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	7,832,400	7,832,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年12月2日	7,832,400	7,832,400	992,784	992,784	26,304	26,304

(注) 発行済株式総数並びに資本金及び資本準備金の増加は、平成25年12月2日に単独株式移転により会社が設立されたことによるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成27年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		17	17	26	30	5	2,680	2,775	
所有株式数(単元)		8,167	1,065	19,594	5,270	38	44,178	78,312	1,200
所有株式数の割合(%)		10.43	1.36	25.02	6.73	0.05	56.41	100.00	

(注) 1 自己株式83株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

2 「金融機関」には、従業員持株会信託口所有の株式407単元が含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
鈴木 崇 英	東京都世田谷区	627,700	8.0
E R Iホールディングス 従業員持株会	東京都港区赤坂 8 5 26	613,100	7.8
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ フィデリ ティ ファンズ (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11 1)	452,300	5.8
ミサワホーム株式会社	東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1	351,000	4.5
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田 3 3 5	351,000	4.5
パナホーム株式会社	大阪府豊中市新千里西町 1 1 4	351,000	4.5
三井ホーム株式会社	東京都新宿区西新宿 2 1 1	351,000	4.5
積水化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満 2 4 4	351,000	4.5
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1 28 1	240,000	3.1
中 澤 芳 樹	東京都世田谷区	234,400	3.0
計		3,922,500	50.1

(注) 持株比率については、自己株式(83株)を控除して算出しております。なお、本項における自己株式には、持株会信託が保有する当社株式40,700株は含まれておりません。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,831,200	78,312	
単元未満株式	普通株式 1,200		
発行済株式総数	7,832,400		
総株主の議決権		78,312	

(注) 「従業員持株会信託型E S O P」制度の信託財産として所有する株式40,700株(議決権の数407個)につきましては、「完全議決権株式(その他)」欄に含めて表示しております。

【自己株式等】

平成27年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(注) 「従業員持株会信託型E S O P」制度の信託財産として所有する株式40,700株につきましては、上記の自己株式等に含まれておりませんが、会計処理上は当社と持株会信託を一体としていることから、連結貸借対照表においては自己株式として処理をしております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社連結子会社である日本E R I株式会社は、平成25年10月8日開催の取締役会の決議により、従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員持株会信託型E S O P」（以下、「本制度」といいます。）を導入しました。平成25年12月2日付の単独株式移転による持株会社設立に伴い、運営主体を当社に変更するとともに現物配当によりE S O P信託財産が当社に移管されたことにより、本制度は当社における制度として運営されております。

本制度の概要

本制度では、当社が「E R Iホールディングス従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入する全ての従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」といいます。）を設定し、持株会信託は導入後約2年半にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行ったうえで、株式市場から予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

従業員に取得させる予定の株式の総額

240百万円

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
持株会の会員で当該信託契約において予め定められた一定の要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	83		83	

- (注) 1 当期間における保有自己株式数には、平成27年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。
- 2 「従業員持株会信託型E S O P」制度の信託財産として所有する株式40,700株につきましては、保有自己株式数に含まれておりませんが、会計処理上は当社と持株会信託を一体としていることから、連結貸借対照表においては自己株式として処理をしております。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題ととらえておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じて中間配当及び期末配当として年2回、長期継続的に配当を行うことを基本方針として、株主への利益還元を行ってまいり所存であります。

また、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けております。

当事業年度の配当につきましては、期末配当として取締役会決議を経て13円を実施いたしました。その結果、年間配当は中間配当17円を加え1株当たり30円となりました。

なお、内部留保資金の用途については、業務体制を強化し競争力を高めるため有効に投資してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年12月26日 取締役会決議	133,149	17
平成27年7月14日 取締役会決議	101,820	13

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期
決算年月	平成26年5月	平成27年5月
最高(円)	1,308	1,286
最低(円)	1,000	943

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年12月	平成27年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	1,110	1,035	999	1,034	1,100	1,045
最低(円)	1,028	970	943	981	991	998

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状況】

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長		中 澤 芳 樹	昭和26年5月5日生	平成12年4月 平成12年5月 平成13年5月 平成14年11月 平成16年2月 平成21年6月 平成25年12月 平成27年8月 平成27年8月 日本E R I株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長(現任) 日本E R I株式会社代表取締役 会長(現任)	(注)2	234,400
代表取締役 社長		増 田 明 世	昭和33年7月28日生	平成15年4月 平成17年6月 平成23年8月 平成24年8月 平成24年8月 平成25年12月 平成27年8月 平成27年8月 日本E R I株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役専務 株式会社E R Iソリューション取締 役(現任) 当社代表取締役専務経営企画グ ループ長 当社代表取締役社長(現任) 日本E R I株式会社取締役(現 任)	(注)2	22,000
取締役		馬 野 俊 彦	昭和39年3月15日生	平成14年1月 平成17年6月 平成21年6月 平成24年8月 平成25年12月 平成27年8月 平成27年8月 日本E R I株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役専務 当社代表取締役専務 当社取締役(現任) 日本E R I株式会社代表取締役社 長(現任)	(注)2	22,800
取締役		横 瀬 弘 明	昭和30年12月16日生	平成19年1月 平成21年8月 平成24年8月 平成25年12月 日本E R I株式会社入社 同社取締役(現任) 株式会社E R Iソリューション代 表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	(注)2	5,600
取締役		内 田 和 成	昭和26年10月31日生	昭和49年4月 昭和60年1月 平成12年6月 平成18年3月 平成18年4月 平成19年4月 平成24年2月 平成24年6月 平成24年6月 平成24年8月 平成25年12月 平成27年2月 日本航空株式会社入社 ボストンコンサルティンググルー プ 入社 同社日本代表 サントリー株式会社(現サントリー ホールディングス株式会社)社外監 査役 早稲田大学大学院商学研究科教授 (現任) 早稲田大学ビジネススクール教授 (現任) キューピー株式会社社外監査役 三井倉庫株式会社(現三井倉庫ホー ルディングス株式会社)社外取締役 (現任) ライフネット生命保険株式会社社外 取締役(現任) 日本E R I株式会社社外取締役 当社社外取締役(現任) キューピー株式会社社外取締役(現 任)	(注)2	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		山 宮 慎一郎	昭和45年2月4日生	平成7年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 新東京総合法律事務所入所 平成18年1月 同所パートナー 平成18年6月 日本E R I株式会社社外監査役 平成19年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ 外国法事務弁護士事務所 坂井・三 村・相澤法律事務所(外国法共同事 業)パートナー 平成25年12月 当社社外監査役 平成27年4月 T M I 総合法律事務所パートナー (現任) 平成27年6月 元気寿司株式会社社外監査役(現 任) 平成27年8月 当社社外取締役(現任)	(注)2	0
常勤監査役		金 澤 秀 一	昭和25年3月9日生	平成22年4月 日本E R I株式会社入社 平成22年8月 同社取締役 平成25年8月 同社常勤監査役(現任) 平成25年12月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	2,000
監査役		大 塚 和 彦	昭和22年4月5日生	平成12年9月 日本E R I株式会社入社 平成14年6月 同社取締役 平成16年5月 日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社E R Iソリューション)監 査役(現任) 平成21年8月 日本E R I株式会社常勤監査役 平成25年6月 株式会社東京建築検査機構監査役 (現任) 平成25年8月 日本E R I株式会社監査役(現 任) 平成25年12月 当社監査役(現任) 平成26年12月 株式会社E R I アカデミー監査役 (現任)	(注)5	32,700
監査役		太 田 裕 士	昭和45年10月3日生	平成13年9月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ 監査法人)入所 平成18年1月 ジェイ・ブリッジ株式会社(現 ア ジア・アライアンス・ホールディ ングス株式会社)入社 平成18年11月 公認会計士太田裕士事務所設立、 代表(現任) 平成19年6月 日本E R I株式会社社外監査役(現 任) 平成21年5月 東陽監査法人社員 平成25年12月 当社社外監査役(現任) 平成26年6月 東陽監査法人代表社員(現任)	(注)6	0
監査役		西 村 賢	昭和48年2月25日生	平成7年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 成和共同法律事務所(現成和明哲 法律事務所)入所 平成18年10月 同所パートナー 平成27年6月 株式会社宇野澤組鐵工所社外監査 役(現任) 平成27年8月 当社社外監査役(現任)	(注)7	0
計						319,500

- (注) 1 監査役のうち太田裕士、西村賢は、社外監査役であります。
- 2 取締役の任期は、平成27年5月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 取締役のうち内田和成、山宮慎一郎は、社外取締役であります。
- 4 常勤監査役金澤秀一の任期は、当社の設立日である平成25年12月2日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 監査役大塚和彦の任期は、当社の設立日である平成25年12月2日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 監査役太田裕士の任期は、当社の設立日である平成25年12月2日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 7 監査役西村賢の任期は、当社定款第31条第2項の規定により、退任した監査役の任期の満了する時までとなり、当社の設立日である平成25年12月2日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 8 当社は執行役員制度を導入しております。なお、平成27年8月28日現在の執行役員は次のとおりです。

役名	氏名	職名
代表取締役会長代表執行役員	中澤芳樹	
代表取締役社長代表執行役員	増田明世	
取締役上級執行役員	馬野俊彦	
取締役上級執行役員	横瀬弘明	
執行役員	小林勝一	株式会社東京建築検査機構 代表取締役社長
執行役員	加藤隆弘	株式会社E R Iアカデミー 代表取締役社長
執行役員	加藤茂	経理財務グループ長
執行役員	竹之内哲次	経営企画グループ長
執行役員	松嶋直美	人事総務グループ長
執行役員	坂辰三	システムグループ長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

<基本的な考え方>

当社グループは、日本E R I株式会社を中核とする建築分野における専門的な第三者機関によって構成される企業集団です。第三者検査という事業の性格を強く意識し、法律で義務付けられている確認・検査を含む建築物検査の大臣指定機関を傘下に置くことから、当社グループ全体でその使命を果たしながら、公共性と収益性のバランスの下、堅実な利益成長を確保することを目指しております。これは日本E R I株式会社が創業以来「七つの理念」として、経営の基本方針として掲げて来たもので、当社グループはその理念を継承していくものであります。

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方は、当社グループ各社が建築基準法等の執行機関として法令遵守を徹底するとともに、确实、迅速なサービス提供を確保し、企業活動の効率性と透明性を高めるという観点に立ち、経営体制を整備し、必要な施策を実施していくことであります。当社はこうした基本的な考えの下、グループ統括会社として各グループ会社を管理・監督し、全てのステークホルダーに信頼される経営の構築に努めて参ります。またこれは、経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

イ 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、グループ経営会議、監査役、監査役会、会計監査人及びグループコンプライアンス委員会を設置しております。

ロ 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項や当社グループの重要事項の審議と決議を行うほか、取締役の業務の執行を監督しております。なお、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

ハ グループ経営会議

グループ経営会議は、取締役会を補完し効率性を高めるため、その専決事項を除くグループ経営に関する重要事項を協議・決定しております。グループ経営会議は、常勤の取締役及び執行役員と子会社の社長により構成され、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時グループ経営会議を開催しております。

ニ 監査役会

当社は監査役会設置会社として、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成しております。定例監査役会は毎月1回開催し、各監査役は法務、財務・会計に関する専門的知見を生かし、取締役会や重要な会議への出席を通じ、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。

ホ 会計監査人

会計監査人には、有限責任 あずさ監査法人を選任しておりますが、同法人及び当社監査に従事する同法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

ヘ グループコンプライアンス委員会

グループコンプライアンス委員会は、当社の定款に定める業務全般に関して、法令遵守を推進するとともに、会社法が定める「会社の業務の適正を確保する内部統制システムの整備を図る」という目的に基づき設置されております。委員会は社長直属の組織として、社外弁護士等を含む委員で構成され、原則3ヶ月に1回以上開催しております。

ト 企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役設置会社形態を採用しておりますが、社外監査役を含めた監査役による監査体制の強化・充実等により経営監視機能面で十分に機能する体制が整っております。更に取締役会における監督機能と意思決定の透明性を一層向上させるため、社外取締役を2名選任しております。

チ 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務の適正を確保するための体制について基本方針を定めており、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に努めております。また、内部統制を主管する部署として、経営企画グループ内に内部統制室を設置しており、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現しております。

リ リスク管理体制の整備状況等

当社が、「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「E R Iグループ倫理に関する規程」を定めており、法令遵守を経営の最重要課題と位置付け、全役職員に周知徹底する。
- ・ コンプライアンス担当役員を置き、人事総務グループ法務コンプライアンス室をコンプライアンス担当部署とする。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス担当部署からの補佐や社長の下に設置されたグループコンプライアンス委員会の諮問等を受けて、コンプライアンスを推進し統括管理する。
- ・ 内部監査を所管する監査グループの陣容をより充実化させ、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。また、監査結果はグループ経営会議において報告をする。
- ・ 役職員に対するコンプライアンス研修を、新人研修を始めとして行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する企業風土、意識の醸成を図る。

(b) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定・報告等の文書保存及び管理に関しては、別途定められた文書の作成・保存・廃棄に関する「文書管理規程」及び「稟議規程」に従う。保管場所は「文書管理規程」に定めるところによるが、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、本社において閲覧が可能となるものでなければならない。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

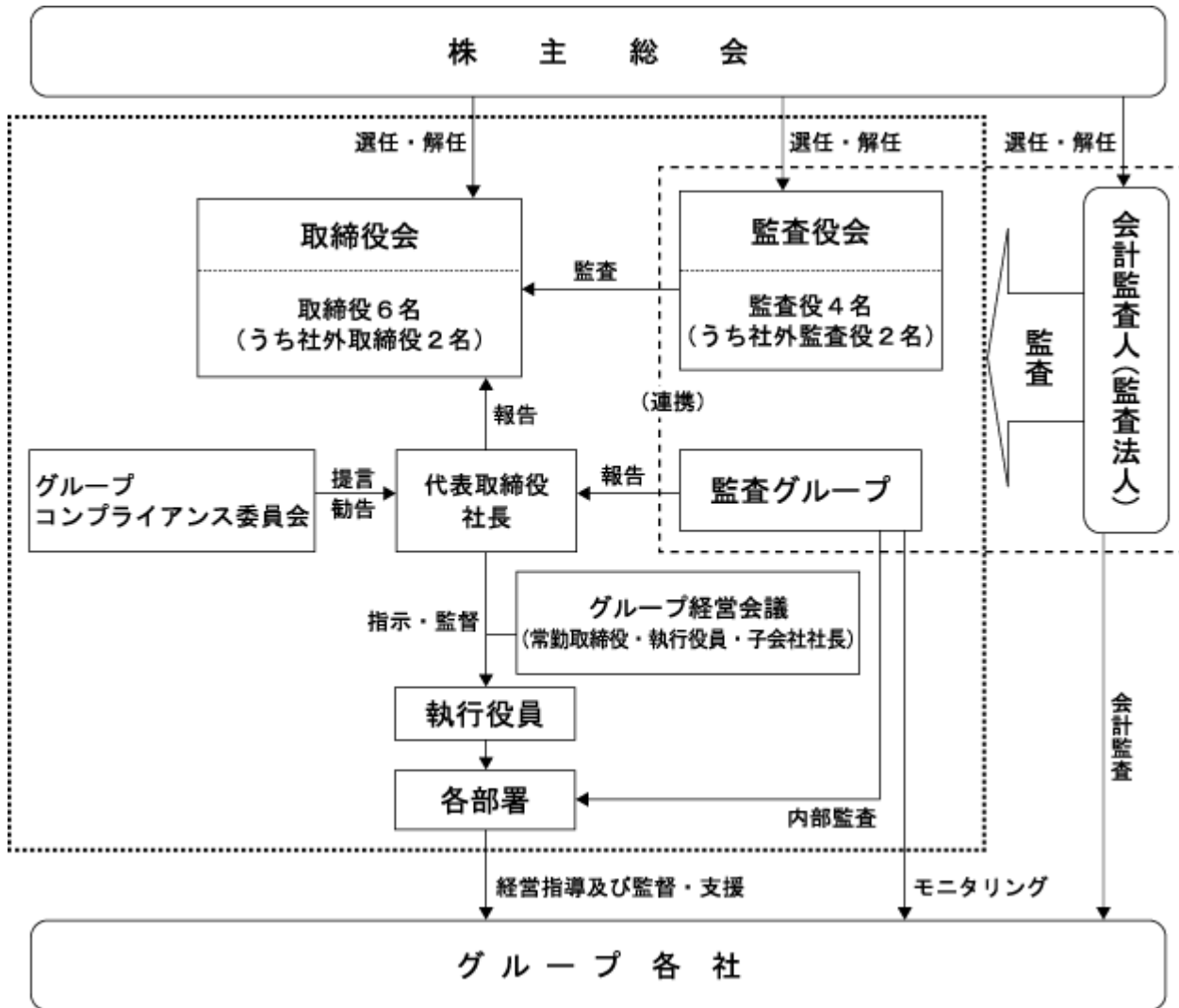
当社グループ全体のリスク状況への対応については、別途定められた「グループリスク管理規程」に基づき各部署への浸透を図る。各部署の所管業務に付随するリスク管理は当該部署が行い、各部署の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役等に報告する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、当社及び各事業会社の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- (e) 当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「E R Iグループ倫理に関する規程」をグループ・コンプライアンス・ポリシーとして、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努め、リスク管理体制を適切に構築し運用する。子会社管理の担当部署は経営企画グループとし、「関係会社管理規程」等に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行う。取締役会専決事項を除く企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、常勤の取締役及び執行役員と子会社の社長で構成されるグループ経営会議を組織し、審議する。監査グループは「内部監査規程」に基づき、グループ全体の監査を実施する。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は、その職務の執行に必要な場合は、監査グループ所属員等に監査役の職務の遂行の補助を委嘱し、必要な事項を命令することができる。
- (g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助すべき使用人が兼任で監査役補助職務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。該当使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役会に相談し、その意見を尊重する。
- (h) 監査役の使用人の指示の実効性の確保に関する事項
当社における監査役監査を補助すべき使用人に関する「監査役スタッフ規程」に基づき、監査役の活動を円滑かつ効果的にするための体制確保に努める。
- (i) 監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、グループ全体又はグループ各社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、当社及びグループ各社の役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他管理情報、内部統制の状況等につき、「監査役会規程」「内部監査規程」及び「監査役スタッフ規程」等に基づき監査役に報告する。また、監査役会は必要に応じ、いつでも役職員に報告を求めることができるものとする。
- (j) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告者に対し「内部監査規程」に基づき匿名性確保をするとともに報告者に対しそのことを理由として、不利な取扱いを受けることがないよう保護するものとする。
- (k) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
監査役は、当社に対し職務の執行上必要となる費用等について「監査役監査規程」等に基づきその費用の前払い及び償還を受けることができる。
- (l) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
役職員の監査役監査に対する認識及び理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換、また監査グループとの連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (m) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制
当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。平素より、警察、顧問弁護士との連絡を密にし、反社会的勢力対応をしており、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概要は次の模式図のとおりであります。



内部監査及び監査役監査

イ 内部監査

当社は、グループ会社を含めた業務プロセスの遵法性、適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で社長直属の組織として監査グループを設置しております。監査グループの常勤スタッフは1名ですが、日本E R I株式会社の監査部のスタッフ3名に加え、監査毎に業務に精通したスタッフを監査員に委嘱することにより、内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況、業務規程の遵守状況などを監査し、監査後は遅滞なく改善状況を報告させることで、内部監査の実効性を担保しております。また、会計監査人や監査役とも随時意見交換を行い、連携をとっております。

ロ 監査役監査

監査役は、監査方針及び計画を定め、取締役会等、重要会議への出席の他、グループ会社の往査・調査を実施しております。更に、会計監査人との情報・意見交換、協議、内部監査部門である監査グループからの定例の監査報告等により相互に連携を強化し、監査の向上に取り組んでおります。

社外取締役及び社外監査役

イ 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名です。（平成27年8月28日現在）

ロ 社外取締役及び社外監査役の当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
 （社外取締役）

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
内田 和成 （平成25年12月就任）	内田氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を活かし、独立した立場から当社の経営を監督することを期待しております。
山宮 慎一郎 （平成27年8月就任）	山宮氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、弁護士としての専門的知見を活かし、独立した立場から当社の経営を監督することを期待しております。

（社外監査役）

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
太田 裕士 （平成25年12月就任）	太田氏は、過去（9年前）に、日本E R I株式会社の会計監査人であった朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）の職員として関与していましたが、平成17年11月に同監査法人を退所しており、現在、当社と同氏間に特別な利害関係はありません。同氏には、公認会計士としての専門的知見を活かし、内部統制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。
西村 賢 （平成27年8月就任）	西村氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、弁護士として専門的知見を活かし、監査体制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。

ハ 独立性に関する基準・方針の内容及び選任状況に関する考え方

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めていないものの、金融商品取引所の定めに基づく独立役員制度の基準を参考にしております。

また選任しております社外取締役2名及び社外監査役2名は、独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しております。

二 社外取締役及び社外監査役による監督・監査と内部監査、及び会計監査との相互連携、並びに内部統制部門との関係

社外監査役は常勤監査役と密接に連携し、必要な報告を受けるとともに会計監査人や内部監査部門との定期的な会合や、定期報告を通じて意見交換・情報収集を行い、相互に連携を図っております。さらに、内部統制システムの整備を図る目的に設置されたグループコンプライアンス委員会（四半期に1回開催）にも出席し、提言・勧告等行っております。

社外取締役は、取締役会への出席を通じて、内部監査・監査役監査・会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜意見を述べる体制を構築し、経営の監督機能強化を図っております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	184,810	184,810			8
監査役 (社外監査役を除く)	26,040	26,040			2
社外役員	15,660	15,660			3

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

株主総会の決議により定められた報酬限度額（取締役400,000千円以内、監査役100,000千円以内）の範囲内で、内規に基づき、その役位に応じて決定しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任しておりますが、同法人及び当社監査に従事する同法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は同法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当期における監査体制等は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員 池谷 修一	有限責任 あずさ監査法人	4年
指定有限責任社員 業務執行社員 佐久間 清光	有限責任 あずさ監査法人	2年

(注) 1 平成16年4月1日より適用されている公認会計士法第34条の11の3に定める業務執行社員のローテーション制度に基づく継続監査年数は、池谷修一が4年、佐久間清光が2年であります。なお、日本E R I株式会社の監査年数を含めております。

2 監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の監査計画に基づき決定されております。具体的には、公認会計士4名及びその他14名で構成されております。

取締役の定数及び取締役選任の決議要件

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

監査役の定数及び監査役選任の決議要件

当社の監査役は4名以内とする旨定款に定めております。また、監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

- イ 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております
- ロ 当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
- ハ 当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、20百万円又は会計監査人としての在職中の報酬その他の職務執行の対価、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

イ 自己株式取得の要件

当社は機動的な資本政策の実施を図るため、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨定款に定めております。

ロ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ハ 取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役の実任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

ニ 会計監査人の実任免除

当社は、会計監査人の実任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	8,200		15,500	1,800
連結子会社	26,000		17,500	881
計	34,200		33,000	2,681

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の連結子会社である日本E R I株式会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している株式会社K P M G B P Aに対して、持株会社設立に係るアドバイザー業務に基づく報酬として4,780千円を支払っております。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務内容の調査業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、特別な方針等は定めておりませんが、その決定に当たっては監査業務に要する日数等を勘案して決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社は、平成25年12月2日設立のため、前連結会計年度の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった日本E R I株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)及び事業年度(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等について適格に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準及びわが国を取り巻く会計環境等に関する情報の提供を受けております。また同法人及び監査法人等が行うセミナー研修への参加や、会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年5月31日)	当連結会計年度 (平成27年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,851,892	2,341,919
売掛金	486,888	480,997
有価証券	100,020	100,002
仕掛品	339,177	350,933
繰延税金資産	170,934	177,715
その他	424,434	105,767
貸倒引当金	565	413
流動資産合計	3,372,784	3,556,922
固定資産		
有形固定資産		
建物	122,346	126,723
減価償却累計額	48,587	60,717
建物（純額）	73,759	66,005
工具、器具及び備品	158,379	171,880
減価償却累計額	108,698	133,153
工具、器具及び備品（純額）	49,680	38,727
有形固定資産合計	123,440	104,733
無形固定資産		
ソフトウェア	107,865	136,769
その他	2,269	1,861
無形固定資産合計	110,134	138,631
投資その他の資産		
投資有価証券	100,006	
差入保証金	444,951	400,395
供託金	135,000	
繰延税金資産	39,699	35,195
その他	56,505	60,942
貸倒引当金	218	691
投資その他の資産合計	775,945	495,841
固定資産合計	1,009,520	739,206
資産合計	4,382,305	4,296,128

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年5月31日)	当連結会計年度 (平成27年5月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金		86,998
未払金	287,275	247,253
未払費用	593,629	609,570
未払法人税等	4,681	113,914
前受金	707,308	666,608
債務保証損失引当金		24,403
その他	175,568	251,081
流動負債合計	1,768,463	1,999,830
固定負債		
長期借入金	185,808	
退職給付に係る負債	104,977	100,937
長期未払金	123,060	123,060
固定負債合計	413,845	223,997
負債合計	2,182,308	2,223,827
純資産の部		
株主資本		
資本金	992,784	992,784
資本剰余金	26,304	26,304
利益剰余金	1,349,091	1,101,184
自己株式	173,230	52,980
株主資本合計	2,194,949	2,067,292
少数株主持分	5,046	5,008
純資産合計	2,199,996	2,072,301
負債純資産合計	4,382,305	4,296,128

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成25年6月1日 至平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自平成26年6月1日 至平成27年5月31日)
売上高	12,509,475	11,949,056
売上原価	9,217,055	8,985,204
売上総利益	3,292,419	2,963,851
販売費及び一般管理費	1 2,656,883	1 2,671,759
営業利益	635,536	292,092
営業外収益		
受取利息	4,241	2,291
保険配当金	8,623	7,680
受取手数料	5,438	5,201
受取保険金		21,380
雑収入	4,585	4,691
営業外収益合計	22,888	41,245
営業外費用		
支払利息	3,047	1,582
支払手数料	3,000	
雑損失	1,312	290
営業外費用合計	7,359	1,872
経常利益	651,065	331,464
特別利益		
受取保険金	100,000	
特別利益合計	100,000	
特別損失		
固定資産除却損	2 1,757	2 45
訴訟関連損失	722,000	184,374
債務保証損失引当金繰入額		24,403
特別損失合計	723,757	208,823
税金等調整前当期純利益	27,307	122,641
法人税、住民税及び事業税	65,190	105,831
法人税等調整額	4,789	2,276
法人税等合計	69,979	103,554
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	42,672	19,086
少数株主利益又は少数株主損失()	1,429	694
当期純利益又は当期純損失()	41,242	18,391

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	42,672	19,086
その他の包括利益		
その他の包括利益合計		
包括利益	42,672	19,086
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	41,242	18,391
少数株主に係る包括利益	1,429	694

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	992,784	26,304	1,687,962	70	2,706,980
当期変動額					
剰余金の配当			297,628		297,628
当期純利益又は当期純損失()			41,242		41,242
自己株式の取得				239,720	239,720
自己株式の処分				66,560	66,560
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			338,870	173,160	512,030
当期末残高	992,784	26,304	1,349,091	173,230	2,194,949

	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	11,707	2,718,688
当期変動額		
剰余金の配当		297,628
当期純利益又は当期純損失()		41,242
自己株式の取得		239,720
自己株式の処分		66,560
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,660	6,660
当期変動額合計	6,660	518,691
当期末残高	5,046	2,199,996

当連結会計年度(自 平成26年 6 月 1 日 至 平成27年 5 月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	992,784	26,304	1,349,091	173,230	2,194,949
当期変動額					
剰余金の配当			266,298		266,298
当期純利益又は当期純損失()			18,391		18,391
自己株式の取得					
自己株式の処分				120,250	120,250
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			247,907	120,250	127,657
当期末残高	992,784	26,304	1,101,184	52,980	2,067,292

	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	5,046	2,199,996
当期変動額		
剰余金の配当		266,298
当期純利益又は当期純損失()		18,391
自己株式の取得		
自己株式の処分		120,250
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	37	37
当期変動額合計	37	127,694
当期末残高	5,008	2,072,301

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)		(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益		27,307		122,641
減価償却費		60,238		67,154
債務保証損失引当金の増減額 (は減少)				24,403
受取利息		4,241		2,291
支払利息		3,047		1,582
受取保険金		100,000		21,380
固定資産除却損		1,757		45
訴訟関連損失		722,000		184,374
売上債権の増減額 (は増加)		10,320		4,953
たな卸資産の増減額 (は増加)		17,306		11,755
未払金の増減額 (は減少)		8,347		38,822
未払費用の増減額 (は減少)		93,907		15,940
前受金の増減額 (は減少)		47,186		40,699
その他		83,848		94,697
小計		915,772		400,843
利息及び配当金の受取額		4,505		2,326
利息の支払額		4,584		3,169
供託金の預入による支出		135,000		
供託金の返還による収入		1,196,980		135,000
訴訟関連損失の支払額		722,000		167,374
保険金の受取額		100,000		21,380
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)		647,425		326,198
営業活動によるキャッシュ・フロー		708,247		715,205
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の償還による収入				100,000
子会社株式の取得による支出		7,270		750
固定資産の取得による支出		93,662		88,920
差入保証金の差入による支出		62,615		1,056
差入保証金の回収による収入		11,395		38,273
その他		5,388		10,571
投資活動によるキャッシュ・フロー		157,542		36,974
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入れによる収入		240,000		
長期借入金の返済による支出		54,191		98,809
配当金の支払額		293,966		261,756
自己株式の取得による支出		239,720		
自己株式の処分による収入		60,626		98,413
その他		14,208		
財務活動によるキャッシュ・フロー		301,460		262,153
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)		249,245		490,026
現金及び現金同等物の期首残高		1,602,046		1,851,291
現金及び現金同等物の期末残高		1,851,291		2,341,318

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

日本E R I株式会社

株式会社E R Iソリューション

株式会社E R Iアカデミー

株式会社東京建築検査機構

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社東京建築検査機構の決算日は3月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

ロ たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 債務保証損失引当金

持株会信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、当社グループは資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を当連結会計年度より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を資産又は負債に計上しております。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）
- ・「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成25年9月13日）
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日）

(1) 概要

本会計基準等は、子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成28年5月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年5月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社子会社である日本E R I株式会社は、平成25年10月8日開催の取締役会の決議により、従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員持株会信託型E S O P」(以下、「本制度」といいます。)を導入しました。平成25年12月2日付の単独株式移転による持株会社設立に伴い、運営主体を当社に変更するとともに現物配当によりE S O P信託財産が当社に移管されました。

本制度では、当社が「E R Iホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」といいます。)を設定し、持株会信託は導入後約2年半にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行ったうえで、株式市場から予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は当連結会計年度末52,910千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は当連結会計年度末40,700株であり、期中平均株式数は87,975株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(4) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

信託における帳簿価額は当連結会計年度末86,998千円であります。

(5) 債務保証損失引当金の計上

持株会信託は1年以内に信託期間の終了を予定しておりますが、持株会信託が借入債務を完済できず当社が弁済する可能性が予想されるため、当該弁済見込額について債務保証損失引当金を計上しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

前連結会計年度(平成26年5月31日)

(重要な訴訟事件)

平成24年4月13日付にて、株式会社日本リートから控訴を提起されていた、当社の連結子会社である日本E R I株式会社に対する損害賠償請求訴訟について、平成26年4月22日に大阪高等裁判所より、損害賠償金147,643千円及びこれに対する遅延損害金(平成25年2月1日から支払済みまで年6分の割合による金員)の支払いを命ずる判決を受けました。

当社といたしましては、当該損害賠償請求を受けるべき理由はないものと考えており、裁判でその正当性を主張し解決を図っていく方針の下、平成26年4月25日に最高裁判所へ上告及び上告受理の申立てをしております。

なお、当該判決には仮執行宣言が付されており、強制執行停止のため、平成26年4月25日に135,000千円を供託しております。

当連結会計年度(平成27年5月31日)

該当事項はありません。

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年5月31日)	当連結会計年度 (平成27年5月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	1,600,000千円	2,200,000千円
借入実行残高	"	"
差引額	1,600,000千円	2,200,000千円

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成25年6月1日 至平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自平成26年6月1日 至平成27年5月31日)
給与手当	965,243千円	1,048,260千円
退職給付費用	39,913 "	42,884 "
貸倒引当金繰入額	2,111 "	362 "

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、主要な費目として表示しておりました「役員報酬」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、主要な費目として表示しておりません。なお、前連結会計年度の「役員報酬」は272,508千円であります。

2. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成25年6月1日 至平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自平成26年6月1日 至平成27年5月31日)
建物	1,167千円	千円
工具、器具及び備品	402 "	45 "
ソフトウェア	188 "	"
計	1,757千円	45千円

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	7,832,400			7,832,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	83	184,400	51,200	133,283

- (注) 1 当連結会計年度末の株式数には、持株会信託が所有する当社株式133,200株を含めて記載しております。
2 増加数の内訳は、持株会信託による当社株式の取得による増加184,400株であります。
3 減少数の内訳は、持株会信託による当社株式の売却による減少51,200株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社は平成25年12月2日に単独株式移転により設立された完全親会社であるため、配当金の支払額は下記の完全子会社の取締役会において決議された金額であります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年7月9日 取締役会(注)1	普通株式 (日本E R I株)	164,478	21	平成25年5月31日	平成25年7月31日
平成25年12月27日 取締役会(注)2	普通株式 (日本E R I株)	133,149	17	平成25年11月30日	平成26年1月31日

- (注) 1 1株当たり配当額21円には、東証一部指定記念配当5円を含んでおります。
2 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金2,976千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年7月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	133,149	17	平成26年5月31日	平成26年7月31日

- (注) 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金2,264千円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	7,832,400			7,832,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	133,283		92,500	40,783

(注) 1 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の株式数には、持株会信託が所有する当社株式をそれぞれ133,200株、40,700株含めて記載しております。

2 減少数の内訳は、持株会信託による当社株式の売却による減少92,500株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年 7月 8日 取締役会 (注) 1	普通株式	133,149	17	平成26年 5月31日	平成26年 7月31日
平成26年12月26日 取締役会 (注) 2	普通株式	133,149	17	平成26年11月30日	平成27年 1月30日

(注) 1 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金2,264千円が含まれております。

2 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金1,504千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 7月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	101,820	13	平成27年 5月31日	平成27年 7月31日

(注) 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金529千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)
現金及び預金	1,851,892千円	2,341,919千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	601 "	601 "
現金及び現金同等物	1,851,291千円	2,341,318千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等とし、一部を安全性の高い金融資産としており、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信・売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券に係る市場リスクは、資金運用規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、運転資金として短期借入金を利用してあります。これらの支払に係る流動性リスクは、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

長期借入金の資金使途は従業員持株会信託型E S O P導入に伴う信託口における金融機関からの借入金であります。なお、変動金利のため金利変動リスクに晒されてあります。

(3) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち43.1%が大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2参照)

前連結会計年度(平成26年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額() (千円)	時価() (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,851,892	1,851,892	
(2) 売掛金	486,888	486,888	
(3) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	200,027	201,929	1,901
(4) 1年内返済予定の長期借入金			
(5) 未払金	(287,275)	(287,275)	
(6) 未払法人税等	(4,681)	(4,681)	
(7) 長期借入金	(185,808)	(185,808)	

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当連結会計年度(平成27年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額() (千円)	時価() (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,341,919	2,341,919	
(2) 売掛金	480,997	480,997	
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	100,002	100,629	626
(4) 1年内返済予定の長期借入金	(86,998)	(86,998)	
(5) 未払金	(247,253)	(247,253)	
(6) 未払法人税等	(113,914)	(113,914)	

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(5)未払金、及び(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)1年内返済予定の長期借入金、及び(7)長期借入金

これらは短期間で市場金利を反映する変動金利であることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成26年5月31日	平成27年5月31日
差入保証金(*1)	444,951	400,395
供託金(*2)	135,000	
長期未払金(*3)	(123,060)	(123,060)

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*1)市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)強制執行停止のために供託しているものであり、償還予定時期を見積ることができず、時価を把握することが困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

(*3)役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成26年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,851,892			
売掛金	486,888			
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(社債)	100,000	100,000		
合計	2,438,780	100,000		

当連結会計年度(平成27年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,341,919			
売掛金	480,997			
有価証券 満期保有目的の債券(社債)	100,000			
合計	2,922,917			

4 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成26年5月31日)

長期借入金は、「従業員持株会信託型E S O P」の導入に伴うものであり、返済額が未定のため返済予定額は記載しておりません。

当連結会計年度(平成27年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	86,998					
合計	86,998					

(注) 長期借入金は、「従業員持株会信託型E S O P」の導入に伴うものであり、持株会信託は1年以内に信託期間の終了を予定しております。

(有価証券関係)

満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年5月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	200,027	201,929	1,901
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
合計	200,027	201,929	1,901

当連結会計年度(平成27年5月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	100,002	100,629	626
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
合計	100,002	100,629	626

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。なお、確定拠出年金制度の加入資格がない者については、確定給付制度として退職一時金制度を設けております。

当社には退職給付制度はありません。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	107,203千円	104,977千円
退職給付費用	46,502 "	43,459 "
退職給付の支給額	48,728 "	47,499 "
退職給付に係る負債の期末残高	104,977千円	100,937千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前連結会計年度46,502千円、当連結会計年度43,459千円であります。

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度178,862千円、当連結会計年度189,833千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,524千円	8,129千円
未払賞与	122,513 "	116,534 "
退職給付に係る負債	37,161 "	32,891 "
長期未払金	43,571 "	39,772 "
繰越欠損金	160,962 "	131,871 "
その他	46,176 "	56,866 "
小計	411,909 "	386,066 "
評価性引当額	190,211 "	173,128 "
繰延税金資産合計	221,698千円	212,937千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	11,064千円	27千円
繰延税金負債合計	11,064千円	27千円
繰延税金資産の純額	210,634千円	212,910千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)
法定実効税率	38.0%	35.6%
(調整)		
住民税均等割等	171.9 "	38.9 "
交際費等永久に損算入されない項目	111.2 "	1.3 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	45.8 "	12.4 "
評価性引当額の増減	91.8 "	5.4 "
その他	18.8 "	1.6 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	256.3%	84.4%

3. 法人税率等の変更による影響

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度より法人税率及び事業税率が変更されることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおり変更されております。

平成27年5月31日まで	35.4%
平成27年6月1日から平成28年5月31日	33.1%
平成28年6月1日以降	32.3%

その結果、繰延税金資産の純額が15,189千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額が15,189千円増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

一部の連結子会社は、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込み期間は不動産賃貸借契約開始から15年間を採用しております。

2. 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法を用いているものに関して、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額の増減は以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
期首残高	94,640千円	100,059千円
新たな賃貸借契約の締結等に伴う増加額	9,446 "	681 "
既存の賃貸借契約の解約等に伴う減少額	4,027 "	"
期末残高	100,059千円	100,741千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社名にあるとおり建築物等に関する、Evaluation (評価) Rating (格付け) Inspection (検査) を専門的第三者機関として実施する事業活動を展開しております。当社は、経営組織の形態及びサービスの特性の類似性に基づき、複数の事業セグメントを集約したうえで、「確認検査事業」「住宅性能評価及び関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「確認検査事業」は日本E R I株式会社における建築基準法に基づく建築物の確認検査業務であります。

「住宅性能評価及び関連事業」は日本E R I株式会社における住宅品確法に基づく新築住宅及び既存住宅の住宅性能評価業務、長期優良住宅の認定に係る技術的審査業務、省エネ住宅ポイント制度に係る証明業務であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	確認検査 事業	住宅性能 評価及び 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,418,242	3,000,129	10,418,371	2,091,103	12,509,475		12,509,475
セグメント間の内部 売上高又は振替高				64,088	64,088	64,088	
計	7,418,242	3,000,129	10,418,371	2,155,191	12,573,563	64,088	12,509,475
セグメント利益	269,952	256,327	526,279	109,256	635,536		635,536
セグメント資産	1,046,097	443,549	1,489,646	312,785	1,802,431	2,579,874	4,382,305
その他の項目							
減価償却費	33,980	17,603	51,583	8,654	60,238		60,238
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	54,862	26,644	81,506	12,374	93,880		93,880

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保責任保険の検査、共同住宅の音環境評価、土壌汚染調査、不動産取引等におけるデューデリジェンス(調査)やインスペクション(検査)、建築資金支払管理、子会社である株式会社東京建築検査機構における事業などが含まれております。

2 セグメント資産の調整額2,579,874千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)及び管理部門にかかる資産であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	確認検査 事業	住宅性能 評価及び 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,032,381	2,691,764	9,724,146	2,224,909	11,949,056		11,949,056
セグメント間の内部 売上高又は振替高				79,719	79,719	79,719	
計	7,032,381	2,691,764	9,724,146	2,304,629	12,028,775	79,719	11,949,056
セグメント利益	31,065	62,660	93,725	198,366	292,092		292,092
セグメント資産	967,797	362,389	1,330,187	436,851	1,767,038	2,529,090	4,296,128
その他の項目							
減価償却費	36,117	19,100	55,218	11,936	67,154		67,154
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	25,759	19,987	45,746	31,650	77,396		77,396

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保責任保険の検査、共同住宅の音環境評価、土壌汚染調査、不動産取引等におけるデューデリジェンス(調査)やインスペクション(検査)、建築資金支払管理、子会社である株式会社東京建築検査機構における事業などが含まれております。

2 セグメント資産の調整額2,529,090千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)及び管理部門にかかる資産であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業株式会社	1,611,399	確認検査事業 住宅性能評価及び関連事業

当連結会計年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業株式会社	1,584,523	確認検査事業 住宅性能評価及び関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

(単位：千円)

	確認検査事業	住宅性能評価及び 関連事業	その他	合計
当期償却額			203	203
当期末残高			1,834	1,834

当連結会計年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

(単位：千円)

	確認検査事業	住宅性能評価及び 関連事業	その他	合計
当期償却額			425	425
当期末残高			1,427	1,427

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
1株当たり純資産額	285円09銭	265円32銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	5円33銭	2円37銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	41,242	18,391
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	41,242	18,391
普通株式の期中平均株式数(株)	7,735,144	7,744,342

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定するための普通株式の期中平均株式数について、持株会信託が所有する当社株式の数を控除しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金		86,998	0.97	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	185,808			
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債				
合計	185,808	86,998		

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

1. 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,865,018	5,877,898	8,853,325	11,949,056
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額() (千円)	45,384	46,661	159,429	122,641
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	40,369	6,973	68,057	18,391
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	5.24	0.90	8.80	2.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	5.24	6.12	7.88	6.38

2. 重要な訴訟事件等

当社の連結子会社である日本E R I株式会社(以下、「日本E R I」といいます。)は、平成22年6月22日、医療法人ワカサ会から、日本E R I他、設計・監理会社1社、建設会社1社を被告とする損害賠償請求(請求金額20億3,921万6,822円及び内金20億1,921万6,822円に対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合の金員)を広島地方裁判所において提訴され、現在係争中であります。

当社といたしましては、当該損害賠償請求を受けるべき理由は無いものと考えており、裁判でその正当性を主張し解決を図っていく方針であります。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	663,843	627,465
未収入金	38,880	55,944
前払費用	4,124	3,817
繰延税金資産	1,122	9,808
その他	150,727	24,412
流動資産合計	858,697	721,448
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		4,010
無形固定資産合計		4,010
投資その他の資産		
関係会社株式	2,343,976	2,344,726
その他	4,756	
投資その他の資産合計	2,348,732	2,344,726
固定資産合計	2,348,732	2,348,736
資産合計	3,207,430	3,070,185

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金		86,998
未払金	7,074	18,510
未払費用	2,018	2,255
未払法人税等		30,223
預り金	6,751	5,936
債務保証損失引当金		24,403
その他	10,411	18,523
流動負債合計	26,255	186,851
固定負債		
長期借入金	185,808	
固定負債合計	185,808	
負債合計	212,063	186,851
純資産の部		
株主資本		
資本金	992,784	992,784
資本剰余金		
資本準備金	26,304	26,304
その他資本剰余金	1,333,837	1,333,837
資本剰余金合計	1,360,141	1,360,141
利益剰余金		
利益準備金		26,629
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	815,671	556,758
利益剰余金合計	815,671	583,388
自己株式	173,230	52,980
株主資本合計	2,995,366	2,883,333
純資産合計	2,995,366	2,883,333
負債純資産合計	3,207,430	3,070,185

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年12月2日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
営業収益	1 1,016,000	1 575,100
営業費用	1, 2 187,537	1, 2 493,295
営業利益	828,462	81,804
営業外収益		
受取利息	94	149
雑収入	0	72
営業外収益合計	94	222
営業外費用		
支払利息		1,582
支払手数料	2,500	
営業外費用合計	2,500	1,582
経常利益	826,056	80,445
特別損失		
債務保証損失引当金繰入額		24,403
特別損失合計		24,403
税引前当期純利益	826,056	56,041
法人税、住民税及び事業税	11,507	30,712
法人税等調整額	1,122	8,686
法人税等合計	10,385	22,026
当期純利益	815,671	34,015

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年12月2日 至 平成26年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高				
当期変動額				
株式移転による増加	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
当期変動額合計	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141
当期末残高	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金				
		繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高						
当期変動額						
株式移転による増加					2,352,926	2,352,926
剰余金の配当						
利益準備金の積立						
当期純利益		815,671	815,671		815,671	815,671
自己株式の取得				227,700	227,700	227,700
自己株式の処分				54,470	54,470	54,470
当期変動額合計		815,671	815,671	173,230	2,995,366	2,995,366
当期末残高		815,671	815,671	173,230	2,995,366	2,995,366

当事業年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141
当期変動額				
株式移転による増加				
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
当期変動額合計				
当期末残高	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金				
		繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高		815,671	815,671	173,230	2,995,366	2,995,366
当期変動額						
株式移転による増加						
剰余金の配当		266,298	266,298		266,298	266,298
利益準備金の積立	26,629	26,629				
当期純利益		34,015	34,015		34,015	34,015
自己株式の取得						
自己株式の処分				120,250	120,250	120,250
当期変動額合計	26,629	258,913	232,283	120,250	112,033	112,033
当期末残高	26,629	556,758	583,388	52,980	2,883,333	2,883,333

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

債務保証損失引当金

持株会信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を資産又は負債に計上しております。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社子会社である日本E R I株式会社は、平成25年10月8日開催の取締役会の決議により、従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員持株会信託型E S O P」(以下、「本制度」といいます。)を導入しました。平成25年12月2日付の単独株式移転による持株会社設立に伴い、運営主体を当社に変更するとともに現物配当によりE S O P信託財産が当社に移管されました。

本制度では、当社が「E R Iホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」といいます。)を設定し、持株会信託は導入後約2年半にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行ったうえで、株式市場から予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は当事業年度末52,910千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は当事業年度末40,700株であり、期中平均株式数は87,975株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(4) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

信託における帳簿価額は当事業年度末86,998千円であります。

(5) 債務保証損失引当金の計上

持株会信託は1年以内に信託期間の終了を予定しておりますが、持株会信託が借入債務を完済できず当社が弁済する可能性が予想されるため、当該弁済見込額について債務保証損失引当金を計上しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
短期金銭債権	38,880千円	55,953千円
短期金銭債務	4,707 "	13,475 "

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	600,000千円	1,200,000千円
借入実行残高	"	"
差引額	600,000千円	1,200,000千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年12月2日 至平成26年5月31日)	当事業年度 (自平成26年6月1日 至平成27年5月31日)
営業収益	1,016,000千円	575,100千円
営業費用	10,800 "	52,800 "

2. 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年12月2日 至平成26年5月31日)	当事業年度 (自平成26年6月1日 至平成27年5月31日)
役員報酬	119,280千円	226,510千円
給与手当	12,839 "	82,917 "
業務委託費	10,800 "	52,800 "

(表示方法の変更)

「給与手当」、「業務委託費」は、営業費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度におきましても主要な費目として表示しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成26年5月31日)

子会社株式(貸借対照表価額2,343,976千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年5月31日)

子会社株式(貸借対照表価額2,344,726千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (自 平成25年12月2日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,122千円	1,731千円
関係会社株式	"	80,029 "
債務保証損失引当金	"	8,077 "
小計	1,122 "	89,838 "
評価性引当金	"	80,029 "
繰延税金資産合計	1,122千円	9,808千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (自 平成25年12月2日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
法定実効税率	38.0%	35.6%
(調整)		
住民税均等割額	"	1.7 "
交際費等永久に損金算入されない項目	"	0.9 "
受取配当金等永久に益金算入されない項目	36.8 "	"
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	"	1.3 "
その他	0.1 "	0.2 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.3%	39.3%

3. 法人税率等の変更による影響

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率及び事業税率が変更されることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおり変更されております。

平成27年5月31日まで	35.6%
平成27年6月1日から平成28年5月31日	33.1%
平成28年6月1日以降	32.3%

その結果、繰延税金資産の純額が740千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が740千円増加しております。

(企業結合等関係)
共通支配下の取引等
子会社の異動

当社は、平成26年5月13日開催の取締役会において、当社の完全子会社である日本E R I株式会社（以下、「日本E R I」といいます。）が保有する子会社株式の一部を現物配当により取得することを決議し、平成26年6月2日に実施いたしました。これにより、当社は、当該孫会社の株式を取得することとなり、子会社の異動が生じました。

1. 取引の概要

(1) 異動の内容

当社は、平成25年12月2日に株式移転により日本E R Iの完全親会社として設立されました。

本異動は、グループ組織再編の一環として、グループ全体の経営の機動性を高めるとともに、子会社の責任と権限を明確化することで、一層の企業価値向上に繋げることを目的としており、日本E R Iの子会社2社を当社の直接の子会社とするものです。

(2) 日本E R Iの剰余金の処分について

日本E R Iは、繰越利益剰余金を原資として、剰余金の配当（現物配当）を実施いたしました。

当社に対する配当財産の種類及び帳簿価額の総額

当社に対する配当財産の種類は、金銭以外の財産（普通株式）であり、日本E R Iの直前帳簿価額として、以下のとおりとなりました。

会社名	持株数	帳簿価額
株式会社E R Iソリューション	3,300株	78,372千円
株式会社東京建築検査機構	6,250株	83,270千円

当社に対する配当財産の割り当てに関する事項

日本E R Iの株主総会開催時点において、議決権割合の100%を保有する株主である当社に対して、配当財産の全てが割り当てられました。

当社に対する当該剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月2日（月）

2. 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、現物配当により取得した当該子会社の株式については、これまで保有していた日本E R Iの株式のうち相当する部分と実質的に引き換えられたものとみなして処理しております。

なお、これにより、損益に与える影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
無形固定資産	ソフトウェア		4,140		129	4,010	129
	計		4,140		129	4,010	129

(注) 当期増加額及び減少額の主な内容は次のとおりであります。

ソフトウェアの増加の内容は、現場検査予約システム2,200千円及び電子署名関連開発ツール1,940千円であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
債務保証損失引当金		24,403		24,403

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

株式移転により当社の完全子会社となった日本 E R I 株式会社の最近 2 事業年度に係る財務諸表は、以下のとおりであります。

(日本 E R I 株式会社)

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年 5月31日)	当事業年度 (平成27年 5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	921,727	1,392,149
売掛金	427,199	407,159
有価証券	100,020	100,002
仕掛品	302,819	278,810
前払費用	70,767	69,491
繰延税金資産	147,448	160,809
その他	259,197	61,609
貸倒引当金	562	276
流動資産合計	2,228,618	2,469,756
固定資産		
有形固定資産		
建物	115,783	120,160
減価償却累計額	44,962	56,664
建物(純額)	70,821	63,496
工具、器具及び備品	152,561	163,891
減価償却累計額	104,941	128,443
工具、器具及び備品(純額)	47,619	35,448
有形固定資産合計	118,441	98,944
無形固定資産		
ソフトウェア	105,377	103,338
電話加入権	406	406
無形固定資産合計	105,784	103,745
投資その他の資産		
投資有価証券	100,006	
関係会社株式	211,642	50,000
差入保証金	439,587	394,486
長期前払費用	850	
供託金	135,000	
繰延税金資産	39,699	34,571
その他	50,289	59,742
貸倒引当金	218	691
投資その他の資産合計	976,857	538,108
固定資産合計	1,201,083	740,798
資産合計	3,429,701	3,210,555

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	307,056	278,614
未払費用	581,969	595,326
未払法人税等		58,057
前受金	670,188	631,852
預り金	107,370	111,523
その他	33,761	82,162
流動負債合計	1,700,346	1,757,537
固定負債		
退職給付引当金	104,977	100,937
長期未払金	121,860	121,860
固定負債合計	226,837	222,797
負債合計	1,927,183	1,980,334
純資産の部		
株主資本		
資本金	992,784	992,784
資本剰余金		
資本準備金	26,304	26,304
資本剰余金合計	26,304	26,304
利益剰余金		
利益準備金	164,355	180,520
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	319,073	30,611
利益剰余金合計	483,429	211,131
株主資本合計	1,502,518	1,230,220
純資産合計	1,502,518	1,230,220
負債純資産合計	3,429,701	3,210,555

損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	当事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)
売上高	11,709,398	10,933,475
売上原価	8,639,282	8,357,481
売上総利益	3,070,115	2,575,994
販売費及び一般管理費	1 2,512,827	1 2,504,872
営業利益	557,288	71,121
営業外収益		
受取利息	794	231
有価証券利息	3,319	1,864
保険配当金	8,623	7,680
受取手数料	5,438	5,201
受取保険金		21,380
雑収入	2,453	3,609
営業外収益合計	20,629	39,967
営業外費用		
支払利息	2,838	
賃貸借契約解約損	346	234
支払手数料	500	
雑損失	652	
営業外費用合計	4,337	234
経常利益	573,579	110,855
特別利益		
受取保険金	100,000	
特別利益合計	100,000	
特別損失		
固定資産除却損	2 1,757	2 45
訴訟関連損失	722,000	184,374
特別損失合計	723,757	184,419
税引前当期純損失()	50,178	73,564
法人税、住民税及び事業税	45,373	45,323
法人税等調整額	23,965	8,232
法人税等合計	69,339	37,091
当期純損失()	119,517	110,655

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月 31日)		当事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月 31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	5,494,869	63.5	5,400,186	64.8
外注委託費		1,842,496	21.3	1,662,168	19.9
経費		1,316,884	15.2	1,271,117	15.3
当期総製造費用		8,654,250	100.0	8,333,472	100.0
期首仕掛品たな卸高		287,851		302,819	
合計		8,942,102		8,636,292	
期末仕掛品たな卸高		302,819		278,810	
売上原価		8,639,282		8,357,481	

(原価計算の方法)

原価計算の方法については、個別原価計算制度を採用しております。

(注) 1 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月 31日)	当事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月 31日)
賃借料	530,234千円	550,271千円
旅費交通費	117,032 "	108,562 "

株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	992,784	26,304	26,304	53,697	1,655,827	1,709,525
当期変動額						
剰余金の配当					1,106,577	1,106,577
利益準備金の積立				110,657	110,657	
当期純損失（ ）					119,517	119,517
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株式移転による自己株式の減少						
当期変動額合計				110,657	1,336,753	1,226,095
当期末残高	992,784	26,304	26,304	164,355	319,073	483,429

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	70	2,728,543	2,728,543
当期変動額			
剰余金の配当		1,106,577	1,106,577
利益準備金の積立			
当期純損失（ ）		119,517	119,517
自己株式の取得	239,720	239,720	239,720
自己株式の処分	12,090	12,090	12,090
株式移転による自己株式の減少	227,700	227,700	227,700
当期変動額合計	70	1,226,025	1,226,025
当期末残高		1,502,518	1,502,518

当事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	992,784	26,304	26,304	164,355	319,073	483,429
当期変動額						
剰余金の配当					161,642	161,642
利益準備金の積立				16,164	16,164	
当期純損失（ ）					110,655	110,655
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株式移転による自己株式の減少						
当期変動額合計				16,164	288,462	272,298
当期末残高	992,784	26,304	26,304	180,520	30,611	211,131

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	1,502,518	1,502,518
当期変動額		
剰余金の配当	161,642	161,642
利益準備金の積立		
当期純損失（ ）	110,655	110,655
自己株式の取得		
自己株式の処分		
株式移転による自己株式の減少		
当期変動額合計	272,298	272,298
当期末残高	1,230,220	1,230,220

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	当事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	50,178	73,564
減価償却費	57,511	64,495
受取利息	4,113	2,095
支払利息	2,838	
受取保険金	100,000	21,380
固定資産除却損	1,757	45
訴訟関連損失	722,000	184,374
売上債権の増減額(は増加)	17,974	19,102
たな卸資産の増減額(は増加)	14,967	24,008
未払金の増減額(は減少)	42,949	24,875
未払費用の増減額(は減少)	93,475	13,356
前受金の増減額(は減少)	40,069	38,335
その他	55,257	76,184
小計	864,576	221,316
利息及び配当金の受取額	4,369	2,120
利息の支払額	2,838	
供託金の預入による支出	135,000	
供託金の返還による収入	1,196,980	135,000
訴訟関連損失の支払額	722,000	167,374
保険金の受取額	100,000	21,380
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	474,054	185,313
営業活動によるキャッシュ・フロー	832,032	397,756
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入		100,000
子会社株式の取得による支出	52,270	
固定資産の取得による支出	89,977	55,276
差入保証金の差入による支出	62,615	235
差入保証金の回収による収入	11,395	38,273
その他	5,388	9,249
投資活動によるキャッシュ・フロー	198,856	73,511
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	240,000	
配当金の支払額	1,117,898	845
自己株式の取得による支出	239,720	
自己株式の処分による収入	11,682	
その他	268	
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,106,204	845
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	473,028	470,422
現金及び現金同等物の期首残高	1,394,756	921,727
現金及び現金同等物の期末残高	921,727	1,392,149

注記事項

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法)に基づき計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の負担すべき期間費用として処理しております。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「賃貸借契約解約損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「雑損失」に表示していた998千円は、「賃貸借契約解約損」346千円、「雑損失」652千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1. 偶発債務

前事業年度(平成26年5月31日)

(重要な訴訟事件)

平成24年4月13日付にて、株式会社日本リートから控訴を提起されていた、当社に対する損害賠償請求訴訟について、平成26年4月22日に大阪高等裁判所より、損害賠償金147,643千円及びこれに対する遅延損害金(平成25年2月1日から支払済みまで年6分の割合による金員)の支払いを命ずる判決を受けました。

当社といたしましては、当該損害賠償請求を受けるべき理由は無いものと考えており、裁判でその正当性を主張し解決を図っていく方針の下、平成26年4月25日に最高裁判所へ上告及び上告受理の申立てをしております。

なお、当該判決には仮執行宣言が付されており、強制執行停止のため、平成26年4月25日に135,000千円を供託しております。

当事業年度(平成27年5月31日)

該当事項はありません。

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	1,000,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	〃	〃
差引額	1,000,000千円	1,000,000千円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4%、当事業年度1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96%、当事業年度99%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 6 月 1 日 至 平成26年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成26年 6 月 1 日 至 平成27年 5 月31日)
給与手当	851,553千円	752,131千円
退職給付費用	39,913 "	42,884 "
支払経営指導料	216,000 "	568,000 "
貸倒引当金繰入額	1,421 "	227 "

(表示方法の変更)

「支払経営指導料」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度におきましても主要な費目として表示しております。

- 2 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 平成25年 6 月 1 日 至 平成26年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成26年 6 月 1 日 至 平成27年 5 月31日)
建物	1,167千円	千円
工具、器具及び備品	402 "	45 "
ソフトウェア	188 "	"
合計	1,757千円	45千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	7,832,400			7,832,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	83	184,400	184,483	

(注) 1 増加の内訳は、持株会信託による当社株式の取得による増加184,400株であります。

2 減少の内訳は、持株会信託による当社株式の売却による減少9,300株及び株式移転による減少175,183株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年7月9日 取締役会 (注) 1	普通株式	164,478	21	平成25年5月31日	平成25年7月31日
平成25年12月2日 臨時株主総会 (注) 2	普通株式	800,000	102.13	平成25年12月2日	平成25年12月16日
平成25年12月27日 取締役会 (注) 3	普通株式	133,149	17	平成25年11月30日	平成26年1月31日

(注) 1 1株当たり配当額21円には、東証一部指定記念配当5円を含んでおります。

2 平成25年12月2日の臨時株主総会において、E R Iホールディングス株式会社へ現金配当を実施することを決議し、平成25年12月16日に実施いたしました。

3 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金2,976千円が含まれております。

金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の 種類	配当財産の 帳簿価額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年12月2日 臨時株主総会 (注) 1	普通株式	持株会信託 財産	8,879	1.13	平成25年12月2日	平成25年12月16日
平成25年12月2日 臨時株主総会 (注) 2	普通株式	E R Iホー ルディン グス株式 会社 株式	70	0.01	平成25年12月2日	平成25年12月16日

(注) 1 平成25年12月2日の臨時株主総会において、当社が保有する持株会信託財産をE R Iホールディングス株式会社へ現物配当することを決議し、平成25年12月16日に実施いたしました。

2 平成25年12月2日の臨時株主総会において、当社が保有するE R Iホールディングス株式会社の株式を同社へ現物配当することを決議し、平成25年12月16日に実施いたしました。

当事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	7,832,400			7,832,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

金銭による配当

該当事項はありません。

金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の 種類	配当財産の 帳簿価額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月13日 取締役会 (注)1	普通株式	株式会社E R Iソ リュウシ ョン株式	78,372	10.01	平成26年5月31日	平成26年6月2日
平成26年5月13日 取締役会 (注)2	普通株式	株式会社東 京建築検査 機構株式	83,270	10.63	平成26年5月31日	平成26年6月2日

(注) 1 平成26年5月13日の取締役会において、当社が保有する株式会社E R Iソリューションの株式をE R Iホールディングス株式会社へ現物配当することを決議し、平成26年6月2日に実施いたしました。

2 平成26年5月13日の取締役会において、当社が保有する株式会社東京建築検査機構の株式をE R Iホールディングス株式会社へ現物配当することを決議し、平成26年6月2日に実施いたしました。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている現金及び預金勘定の金額は一致しております。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等とし、一部を安全性の高い金融資産としており、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信・売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券に係る市場リスクは、資金運用規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、借入金は主に短期借入金であります。これらの支払に係る流動性リスクは、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち50.9%が大口顧客に対するものです。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2参照)

前事業年度(平成26年5月31日)

	貸借対照表計上額() (千円)	時価() (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	921,727	921,727	
(2) 売掛金	427,199	427,199	
(3) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	200,027	201,929	1,901
(4) 未払金	(307,056)	(307,056)	

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度(平成27年5月31日)

	貸借対照表計上額() (千円)	時価() (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,392,149	1,392,149	
(2) 売掛金	407,159	407,159	
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	100,002	100,629	626
(4) 未払金	(278,614)	(278,614)	

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、及び(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	平成26年5月31日	平成27年5月31日
差入保証金(*1)	439,587	394,486
供託金(*2)	135,000	
長期未払金(*3)	(121,860)	(121,860)

()負債に計上されているものは、()で示しております。

(*1)市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(*2)強制執行停止のために供託しているものであり、償還予定時期を見積ることができず、時価を把握することが困難なため、時価開示の対象とはしていません。

(*3)役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしていません。

3 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成26年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	921,727			
売掛金	427,199			
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(社債)	100,000	100,000		
合計	1,448,927	100,000		

当事業年度(平成27年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,392,149			
売掛金	407,159			
有価証券 満期保有目的の債券(社債)	100,000			
合計	1,899,309			

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成26年5月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	200,027	201,929	1,901
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの			
合計	200,027	201,929	1,901

当事業年度(平成27年5月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	100,002	100,629	626
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの			
合計	100,002	100,629	626

2. 子会社株式

前事業年度(平成26年5月31日)

子会社株式(貸借対照表価額 211,642千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年5月31日)

子会社株式(貸借対照表価額 50,000千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。なお、確定拠出年金制度の加入資格がない者については、確定給付制度として退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成25年 6 月 1 日 至 平成26年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成26年 6 月 1 日 至 平成27年 5 月31日)
退職給付引当金の期首残高	107,203千円	104,977千円
退職給付費用	46,502 "	43,459 "
退職給付の支給額	48,728 "	47,499 "
退職給付引当金の期末残高	104,977千円	100,937千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前事業年度46,502千円、当事業年度43,459千円であります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度178,862千円、当事業年度189,833千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	当事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	122,513 "	116,534 "
退職給付引当金	37,161 "	32,891 "
長期未払金	43,138 "	39,360 "
関係会社株式評価損	30,489 "	"
その他	51,724 "	60,421 "
小計	285,026 "	249,208 "
評価性引当額	86,814 "	53,828 "
繰延税金資産合計	198,212千円	195,380千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	11,064千円	千円
繰延税金負債合計	11,064千円	千円
繰延税金資産の純額	187,148千円	195,380千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税率の変更等による影響

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率及び事業税率が変更されることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおり変更されております。

平成27年5月31日まで	35.4%
平成27年6月1日から平成28年5月31日	33.1%
平成28年6月1日以降	32.3%

その結果、繰延税金資産の純額が14,148千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が14,148千円増加しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

共通支配下の取引等

(単独株式移転)

(1)取引の概要

当社は、取締役会（平成25年7月9日）及び定時株主総会（平成25年8月29日）において、単独株式移転により持株会社「E R Iホールディングス株式会社」を設立することを決議し、平成25年12月2日に設立いたしました。

結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：日本E R I株式会社

事業の内容：確認検査事業、性能評価及び関連事業

企業結合日

平成25年12月2日

企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

結合後企業の名称

E R Iホールディングス株式会社

企業結合の目的

当社グループは、「建築や住宅に関する安全・安心の確保」という社会的な使命を果たしつつ、お客様からの信頼を積み重ねることにより、「建築分野の第三者検査機関のリーディングカンパニー」として、消費者やお客様から指名される会社となることを目指しております。

当社グループでは我々の属する今後の業界の状況を、短期的には消費増税後の住宅着工戸数の一時的な減少、中長期的には有資格者である社員の高齢化や後継者不足等の人材不足が顕現化することになると想定しており、競争環境が一層厳しくなるものと考えております。

かかる状況の下、当社グループは、業界最大手かつ唯一の上場企業グループとして、高い技術力を有する人材や持てるノウハウを有効に活用することで新たな商圏を獲得し、業容を拡大する機会が増えるものと考えております。こうした機会に機動的に対処していくためには、持株会社傘下のグループ形成という柔軟な組織形態を構築し、タイムリーなM & Aの実施やその後の円滑な事業運営・事業リスクの分散、更には周辺業務への事業展開を推進していくことが当社グループの持続的な成長に不可欠と考え、持株会社制へ移行いたしました。

持株会社ではグループ全体の統括会社として、経営戦略立案機能を担い、スピード感のあるグループ戦略を実現することで、企業価値を増大させるとともに、経営理念の「建築や住宅に関する安全・安心の確保」を実現することで、社会に貢献してまいります。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社及び支店の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込み期間は不動産賃貸借契約開始から15年間を採用しております。

2. 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法を用いているものに関して、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額の増減は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	当事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)
期首残高	90,640千円	96,059千円
新たな賃貸借契約の締結等に伴う増加額	9,446 "	287 "
既存の賃貸借契約の解約等に伴う減少額	4,027 "	"
期末残高	96,059千円	96,346千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、社名にあるとおり建築物等に関する、Evaluation（評価）Rating（格付け）Inspection（検査）を専門的第三者機関として実施する事業活動を展開しております。当社は、経営組織の形態及びサービスの特性の類似性に基づき、複数の事業セグメントを集約したうえで、「確認検査事業」「住宅性能評価及び関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「確認検査事業」は建築基準法に基づく建築物の確認検査業務であります。

「住宅性能評価及び関連事業」は住宅品質確保法に基づく新築住宅及び既存住宅の住宅性能評価業務、長期優良住宅の認定に係る技術的審査業務、省エネ住宅ポイント制度に係る証明業務であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、重要な会計方針における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	確認検査 事業	住宅性能 評価及び関 連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,418,242	3,000,129	10,418,371	1,291,026	11,709,398		11,709,398
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	7,418,242	3,000,129	10,418,371	1,291,026	11,709,398		11,709,398
セグメント利益	269,952	256,327	526,279	31,008	557,288		557,288
セグメント資産	1,046,097	443,549	1,489,646	228,431	1,718,078	1,711,623	3,429,701
その他の項目							
減価償却費	33,980	17,603	51,583	5,927	57,511		57,511
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	54,862	26,644	81,506	11,914	93,420		93,420

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保責任保険の検査、共同住宅の音環境評価などが含まれております。

2 セグメント資産の調整額1,711,623千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)及び管理部門にかかる資産であります。

3 セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

当事業年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	確認検査 事業	住宅性能 評価及び関 連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,032,381	2,691,764	9,724,146	1,209,329	10,933,475		10,933,475
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	7,032,381	2,691,764	9,724,146	1,209,329	10,933,475		10,933,475
セグメント利益又は損失 ()	31,065	62,660	93,725	22,603	71,121		71,121
セグメント資産	967,797	362,389	1,330,187	275,450	1,605,638	1,604,917	3,210,555
その他の項目							
減価償却費	36,117	19,100	55,218	9,276	64,495		64,495
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	15,505	17,401	32,906	10,097	43,004		43,004

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保責任保険の検査、共同住宅の音環境評価などが含まれております。
- 2 セグメント資産の調整額1,604,917千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)及び管理部門にかかる資産であります。
- 3 セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

関連情報

前事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業株式会社	1,598,569	確認検査事業 住宅性能評価及び関連事業

当事業年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業株式会社	1,565,256	確認検査事業 住宅性能評価及び関連事業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	E R Iホールディングス株式会社	東京都港区	992,784	子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務	(被所有) 直接 100%	経営管理 役員の兼任 他	経営指導料 (注) 2	216,000	未払金	38,880

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記金額の取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2 経営指導に関する契約に基づき合理的に決定しております。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社東京建築検査機構	東京都中央区	100,000	確認検査事業、性能評価事業、調査診断事業及び関連事業	(所有) 直接 94.6%	役員の兼任 他	増資の引受 (注) 2	45,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 株式会社東京建築検査機構の行った増資を当社が1株につき、15,000円で引き受けたものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

E R Iホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

当事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	E R Iホールディングス株式会社	東京都港区	992,784	子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務	(被所有) 直接 100%	経営管理 役員の兼任 他	経営指導料 (注) 2	568,000	未払金	51,840

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記金額の取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2 経営指導に関する契約に基づき合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

E R Iホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
1株当たり純資産額	191円83銭	157円07銭
1株当たり当期純損失金額()	15円31銭	14円13銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失()(千円)	119,517	110,655
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失()(千円)	119,517	110,655
普通株式の期中平均株式数(株)	7,804,984	7,832,400

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

現物配当による子会社の異動

当社は、平成26年5月13日開催の取締役会において、当社が保有する子会社株式の一部を、当社の完全親会社であるE R Iホールディングス株式会社に現物配当することを決議し、平成26年6月2日に実施いたしました。これにより、子会社の異動が発生いたしました。

(1) 異動の内容

E R Iホールディングス株式会社は、平成25年12月2日に株式移転により当社の完全親会社として設立されました。

本異動は、グループ組織再編の一環として、グループ全体の経営の機動性を高めるとともに、子会社の責任と権限を明確化することで、一層の企業価値向上に繋げることを目的としており、当社の子会社2社をE R Iホールディングス株式会社の直接の子会社とするものです。

(2) 当社の剰余金の処分について

当社は、繰越利益剰余金を原資として、剰余金の配当(現物配当)を実施いたしました。

E R Iホールディングス株式会社に対する配当財産の種類及び帳簿価額の総額

E R Iホールディングス株式会社に対する配当財産の種類は、金銭以外の財産(普通株式)であり、当社の直前帳簿価額として、以下のとおりとなりました。

会社名	持株	帳簿価額
株式会社E R Iソリューション	3,300株	78,372千円
株式会社東京建築検査機構	6,250株	83,270千円

E R Iホールディングス株式会社に対する配当財産の割り当てに関する事項

当社の株主総会開催時点において、議決権割合の100%を保有する株主であるE R Iホールディングス株式会社に對して、配当財産の全てが割り当てられます。

E R Iホールディングス株式会社に対する当該剰余金の配当が効力を生ずる日
平成26年6月2日(月)

当事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

附属明細表
有価証券明細表
債券

銘柄		券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	満期保有 目的の 債券	バンク・オブ・アメリカ・コーポレ ーション第6回円貨社債	100,000
		小計	100,000
合計		100,000	100,002

有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	115,783	4,376		120,160	56,664	11,702	63,496
工具、器具及び備品	152,561	11,908	578	163,891	128,443	24,034	35,448
有形固定資産計	268,345	16,284	578	284,051	185,107	35,736	98,944
無形固定資産							
ソフトウェア	376,415	26,719		403,135	299,796	28,758	103,338
電話加入権	406			406			406
無形固定資産計	376,822	26,719		403,542	299,796	28,758	103,745

(注) 当期増加額及び減少額の内容は次のとおりであります。

- 1 工具、器具及び備品の増加の主な内容は、事務機器9,621千円であります。
- 2 ソフトウェアの増加の主な内容は、住宅性能評価申請書作成支援システム13,985千円、保存図書システム6,771千円及び建築確認申請書作成支援システム4,513千円であります。

引当金明細表

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	781	919	732	968

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公示方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.h-eri.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第1期）(自 平成25年12月2日 至 平成26年5月31日) 平成26年8月28日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の確認書

事業年度（第1期）(自 平成25年12月2日 至 平成26年5月31日) 平成26年8月28日関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第1期）(自 平成25年12月2日 至 平成26年5月31日) 平成26年8月28日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書

第2期第1四半期(自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日) 平成26年9月30日関東財務局長に提出。

第2期第2四半期(自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日) 平成26年12月26日関東財務局長に提出。

第2期第3四半期(自 平成26年12月1日 至 平成27年2月28日) 平成27年3月30日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書の確認書

第2期第1四半期(自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日) 平成26年9月30日関東財務局長に提出。

第2期第2四半期(自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日) 平成26年12月26日関東財務局長に提出。

第2期第3四半期(自 平成26年12月1日 至 平成27年2月28日) 平成27年3月30日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 平成26年8月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号及び第19号（連結子会社に対する訴訟の解決及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書 平成27年4月20日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 8月28日

E R Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 谷 修 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 久 間 清 光

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているE R Iホールディングス株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E R Iホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、E R Iホールディングス株式会社の平成27年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、E R Iホールディングス株式会社が平成27年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 8月28日

E R Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 谷 修 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 久 間 清 光

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているE R Iホールディングス株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E R Iホールディングス株式会社の平成27年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。